

月刊

日本行政

no.630
2025
may

5

Top
Feature

中野洋昌国土交通大臣
との対談



佐波川こいながし（山口県）

◆ Leadership

- ・ 国民・事業者の権利利益の実現に向けて

◆ Special Report

- ・ 認可地縁団体の制度概要と認可手続について
- ・ 後見等業務及び財産管理業務における関連書類保存について

◆ Topics

- ・ 一般社団法人日本マンション管理士会連合会と連携協定を締結
- ・ 日本公証人連合会との懇談会を開催

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会

中野洋昌国土交通大臣との対談

3月19日（水）、国土交通省の大臣室において、中野洋昌国土交通大臣と常住豊日本行政書士会連合会会長が対談し、主に建設業分野における施策について意見交換を行いました。以下に当日の様子を御報告いたします。



はじめに

【常住会長】

中野国土交通大臣、本日は通常国会開催中の公務御多忙でいらっしゃるにもかかわらずお時間を頂戴し誠にありがとうございます。

また、建設・不動産、運輸交通、空家対策関連等々、私どもが取り組んでいます貴省所管の法律に基づく業務分野における様々な課題について、日頃より貴省の担当部局の皆様とは情報交換をさせていただき、事業者の代理人として

各種の手續に関わる中で日頃感じている我々の意見や提案を施策に反映していただくなど、行政書士制度に深い御理解をいただいていることに、まずもって心より感謝申し上げます。

【中野国土交通大臣】

本日はお越しいた danki、誠にありがとうございます。また日頃から、国土交通省の施策推進に御協力いただいていることに感謝申し上げます。

令和6年12月建設業法等 一部改正と今後の方向性について

【常住会長】

さて、早速ではございますが、先の建設業法等の改正では建設業の担い手不足が深刻化する中、持続可能な建設業の実現に向け、様々な施策を打ち出されましたね。今後はどのようなことが課題となってまいりますでしょうか。

【中野国土交通大臣】



建設業は、平時には持続的な経済成長に大きく寄与するとともに、防災・減災、国土強靱化に必要な「社会資本の整備・管理の担い手」として、災害時には応

急対策の現場を担い、安全・安心の確保を図る「地域の守り手」として、極めて重要な役割を担っています。

建設業がその大切な役割を将来にわたって果たし続けられるよう、担い手の確保に必要な賃上げなどの処遇改善、働き方改革や生産性向上に取り組む必要があります。

そこで改正法においては、現場の担い手の確保に向けた対策として、「労働者の処遇改善」「資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止」「労働時間の適正化による働き方改革及び現場管理の効率化等による生産性の向上」を促す措置を講じることとしました。

このうち現場技能者の処遇改善を実現するため、雇用している労働者に対し、その能力と経験に見合った処遇の確保を行うことを建設業者の努力義務とするとともに、著しく低い労務費による見積書の作成や変更依頼を禁止することとしています。労務費が「著しく低い」ものではないかどうかは、中央建設業審議会において作

成・勧告することとなる「労務費の基準」を踏まえて判断されることとなります。

現在、中央建設業審議会の下に「労務費の基準に関するワーキンググループ」を設置して、労務費の基準の作成方法や実効性確保策について具体的な検討を行っているところです。今後、基準に基づく適正な労務費の見積りと、技能者への賃金支払いをどのように定着させていくかが課題となると考えています。

また、令和6年12月には価格転嫁の新たなルールに関する規定と、監理技術者等の専任義務の合理化に関する規定が施行されたところであり、今後は、これらの規定を現場でどのように活用していただき、価格転嫁や生産性向上につなげていくかが重要と考えています。国土交通省においては、引き続き実効性ある改正法の運用に向け取り組んでまいりたいと考えています。

【常住会長】

行政書士は、これまでも建設業の許可申請や経営事項の審査申請、入札参加資格の申請等の業務を通じて、建設業に関わる事業者の皆様のサポートを行ってまいりましたが、このような施策の推進のお役に立てるよう、事業者の皆様に改正点等についてはしっかり説明できるよう理解を深め、今後の方向性も踏まえ、積極的な取組を後押ししてまいりたいと存じます。



建設業分野における手続の デジタル化対応について

【常住会長】

法改正の趣旨の中でも触れられている「事務負担の軽減による生産性向上」にもつながるこ

とと存じますが、いずれの業界でもデジタル化への対応が急務となっています。建設業許可手続等におきましても令和5年1月から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（Japan Construction Industry electronic application Portal）、いわゆる JCIP の運用が開始されており、今後、この JCIP による電子申請が一層拡大されることと存じます。JCIP については、申請者、また我々行政書士が代理人としてこのシステムを活用するに当たり、現場で気付いた点について、貴省の担当部局の皆様と意見交換を重ねる中で、徐々に改善を加えてくださっていることに感謝申し上げます。しかしながら、委任設定の複雑さや申請・届出情報が電子閲覧に付されることについての不安など、まだまだ申請者にとってハードルはあるようです。今後の方向性などお伺いできればと存じます。

【中野国土交通大臣】

行政手続のデジタル化への取組として、政府においては、令和3年9月にデジタル庁が発足し、同年12月には行政手続のオンライン化等の施策が明記された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されるなど、近年デジタル社会の実現に向けての取組を強力に推進しています。

国土交通省の所轄する建設業許可・経営事項審査の電子申請システムにおいては、システム開発段階のみならず、運用開始後も、皆様方との継続的な意見交換の場において、事業者等のニーズや要望等に関する情報をいただき、それに対応したシステム改善を行うことで徐々に利便性を高めることができしており、誠に感謝いたします。

国土交通省といたしましては、行政書士の皆様方との継続的な意見交換はもちろん、関係省庁や建設業界の関係者と議論を重ねながら、引き続きシステム改善・向上を行い、申請者にとってより利便性の高いシステム構築を目指してまいります。

【常住会長】

ありがとうございます。我々行政書士は、今後更に進展する社会のデジタル化においても、「誰一人取り残されない」という政府の方針実現に寄与する存在として、行政と事業者・国民の架け橋となり、デジタルデバイドの解消はもちろん、行政側と申請者側、双方の視点を理解する立場として、積極的に意見発信をさせていただき、行政手続の円滑化による日本経済の発展に、一層貢献してまいりたいと存じます。

そして、現在、国民の皆様の権利利益の実現に寄与することを目的に、デジタル社会に機能する行政書士制度の確立に向け、申請から事後救済手続までをフォローできるようにするための行政書士法の改正を目指し、各関係機関の御理解と御協力を得ながら取り組んでいるところです。

行政書士に期待すること

【常住会長】

最後に、行政書士に期待される役割について、お聞かせいただければと存じます。

【中野国土交通大臣】

今回の改正建設業法で措置された新たな制度の運用が始まることで、建設業における商慣習が大きく変わることが見込まれます。行政書士の皆様において改正内容への御理解を深めていただくことが、新たな制度が建設業界に根ざす一助となることを期待します。

また、昨今のデジタル化の急激な進行により、建設業のみならず、国民の生活は大きく変化しています。行政書士の皆様におかれては、社会の変化に的確に対応し、引き続き、行政と事業者、国民の架け橋として、国土交通行政における様々な事務や手続の円滑な実施に重要な役割を担っていただくことを期待します。

【常住会長】

励みとなるお言葉を頂戴し、誠にありがとうございます。身が引き締まる思いです。御期待

に応えられるよう、行政書士業界全体として、
一層の資質向上に努めてまいります。

本日は誠にありがとうございました。



中野国土交通大臣におかれましては、公務御多用の中、お時間をいただき、終始和やかに対談を実施させていただきました。また最後には、先頃日本行政書士会連合会として、建設業法等諸法令やその運用に関し、行政書士ならではの視点を盛り込んで出版した実務解説書である「建設業法と建設業許可 第3版—行政書士による実務と解説」を御紹介し、御担当の職員の皆様にもお目通しいただきたい旨をお伝えしました。また、今回の対談の実現に当たっては、多くの関係者の皆様に御尽力いただきました。中野国土交通大臣始め関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

5

日本行政

MONTHLY No.630 MAY. 2025

Contents

Top Feature

中野洋昌国土交通大臣との対談 1

Leadership

国民・事業者の権利利益の実現に向けて 6

Special Report

認可地縁団体の制度概要と認可手続について 7

後見等業務及び財産管理業務における関連書類保存について 24

Topics

一般社団法人日本マンション管理士会連合会と連携協定を締結 27

日本公証人連合会との懇談会を開催 27

Information

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内 28

「災害復興支援員」の募集について 29

令和6年能登半島地震及び能登半島豪雨に係る支援金及び義援金の分配結果について 30

Tokyo Pride 2025 プライドパレードに参加しませんか? 30

令和7年度日行連会長選挙立候補予定者向け要領の配付について 31

一般倫理研修受講について 32

令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項 33

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ 37

単位会別会員数一覧 38

■ Pick UP!単位会 39

■ 法教育推進委員会から 42

■ 中央研修所通信5月号 43

■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん 45

■ 日行連の主な動き(3月) 47

■ コスモスInformation 51

■ 全行団ニュース 55

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ 61

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



国民・事業者の権利利益の実現に向けて

総務部長 宮本 重則



平素より総務部の事業に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

常住会長、47都道府県の会長を始め本会、単位会の役員、会員の皆様の御協力を賜りながら、2年間主に下記の総務部の事業を円滑に推進することができました。重ねまして厚く御礼申し上げます。

改めまして、特に重要な点を振り返りたいと思います。

1. 一般倫理研修の実施

さて、皆様も御存じのとおり、大規模な職務上請求書の不正使用事案があり、その再発防止策として、職務上請求書の管理体制を強化するなど様々な対策を講じてまいりました。その一つとして、令和4年8月31日に認可・施行された会則において倫理研修の義務化が定められ、その1年後、全会員を対象とした「一般倫理研修」がスタートいたしました。中央研修所研修サイトにおけるVOD形式を主として、この2年間でほとんどの会員の皆様に受講していただきました。

新規に登録された会員の皆様におかれましては、登録月の翌月から3か月以内の受講が必須になります。そして、その後も5年に1回、会員の皆様には一般倫理研修を必ず受講されますようお願いいたします。単位会の会長、担当役員を始め、会員の皆様には本研修に関する事務や受講のお時間をいただくなど、御負担をおかけしており誠に申し訳ございませんが、国家資格者である行政書士への国民や事業者の信頼を一層高めるためのものですので、御理解・御協力を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

2. 行政書士職務基本規則の創設

一般倫理研修の義務化と共に、令和6年1月に「行政書士職務基本規則」の創設を行いました。行政書士が、デジタル化が進む社会においても期待される法律家としての役割を果たすため、倫理意識をより一層高く保つための規範となるよう定めたものであります。会員の皆様におかれましては、日頃より遵守を心掛けていただければと思います。

なお、この職務基本規則の考え方等を解説した「解説 行政書士職務基本規則」を令和7年2月に日本行政書士会連合会の会員専用サイト「連 con」に掲載しました。こちらも併せて本規則の御理解にお役立ていただければ幸いです。

そのほかにも総務部では様々な事業を行ってまいりましたが、会員の皆様の多大なる御理解・御協力を賜り、私たち行政書士が品位保持と制度遵守の徹底を行うことができる環境づくりを重要課題として事業活動を行ってまいりました。

今後とも、常住会長が掲げる「そうだ、行政書士に相談しよう!」という本会活動理念のもと、会員の皆様が円滑に業務を行うことを通じて、国民・事業者の権利利益の実現につながりますよう、総務部の事業を新執行部に引き継いでまいります。

結びに当たり、会員の皆様のより一層の御健勝・御活躍を祈念いたしまして、巻頭言の御挨拶とさせていただきます。

認可地縁団体の制度概要と 認可手続について

総務省自治行政局市町村課

課長補佐 酒井 哲也

はじめに

住民自治に極めて深い関連を有し、日常生活レベルで住民相互の連絡等の地域的な共同活動を行うなど、地域社会において重要な役割を担っている自治会・町内会等の『地縁による団体』は、いわゆる『権利能力なき社団』に該当するものと位置付けられ、従前は、その保有不動産について、自治会等の名義で不動産登記することができませんでした。

このため、平成3年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、『地縁による団体』が一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる『認可地縁団体制度』が導入されました。

その後、逐次、制度の改正が行われ、令和3年度の地方自治法の一部改正では、認可目的の見直しが行われたところです。

また、認可地縁団体制度が導入されて以来、30年以上が経過している中で、法人格を取得した『地縁による団体』は年々増加し、令和5年4月1日時点における認可地縁団体の総数は、約5.6万団体となっています。

本稿では、地域の行政書士の先生方が、これから法人格を取得しようとする自治会等や既に法人格を取得されている自治会等への支援の助けとなるように、認可地縁団体制度の概要や関連する手続等の流れの概略について解説させていただくとともに、地域コミュニティに関する最近のトピックスについても補足で御説明することとします。

1. 地縁による団体について

まず、地方自治法に基づき法人格付与の対象となる『地縁による団体』とは何かについてです。

『地縁による団体』とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」〔地方自治法第260条の2第1項〕と定義されており、一定の区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会・町内会等のように、一定の区域に住所を有する者は誰でも構成員となれる団体、一定の区域に住所を有するという“地縁によるつながり”に基づいて組織された団体は、原則として『地縁による団体』と考えられます（資料1）。

これに対して、①青年団や婦人会のように、構成員となるためには、区域に住所を有することのほかに、性別や年齢などの特定の属性が必要な団体や、②スポーツや伝統芸能など、活動の目的が限定的に特定されている団体は、『地縁による団体』とは考えられません。

令和5年4月1日時点での市区町村が把握している『地縁による団体』の総数は、295,838団体です。また、名称別の内訳では、自治会が最も多く、次いで町内会となっており、両方で全体の約2/3を占めています（表1）。

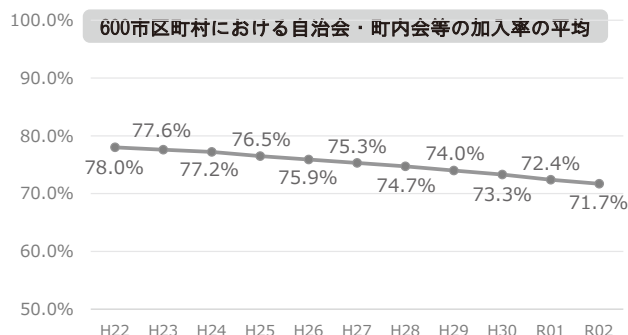
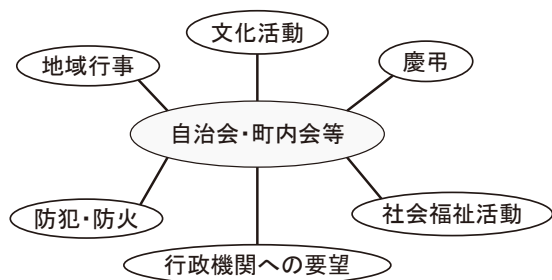
さらに、令和3年に実施した全国調査によると、毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移は、平成22年度の78.0%か

資料1「自治会・町内会等（地縁による団体）について」

自治会・町内会等（地縁による団体）について

- ◎ 「**地縁による団体**」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」をいう（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）。
- ◎ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的**としている。
- ◎ 全国で295,838の「地縁による団体」（自治会・町内会等）が存在している（令和5年4月1日現在の総務省調べ）。
- 全国調査によると、平成22年度から令和2年度まで毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移は、平成22年度に78.0%であったのが、令和2年度では71.7%となっており、6.3ポイントの低下となっている。
- 「地縁による団体」が、地域的な活動を円滑に行うため、**権利能力（法人格）を取得する制度**として、**地方自治法の規定に基づく認可地縁団体制度**がある（団体数：56,078）。

【自治会・町内会等の活動イメージ】



出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7)」に基づき作成（自治会・町内会等の加入率（世帯単位）について回答のあった600市区町村における単純平均）

表1「地縁による団体の名称別総数の状況」

(単位：団体・%)

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	130,569	67,329	17,882	4,218	2,731	34,735	38,374	295,838
構成比	(44.1)	(22.8)	(6.0)	(1.4)	(0.9)	(11.7)	(13.0)	(100.0)

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とならない。

出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果 (R5.4.1時点)」

ら令和2年度の71.7%へと低下しているなど、加入率の低下が課題となっています。

2. 認可地縁団体制度の概要

1) 認可地縁団体とは

『地縁による団体』が法人格を得るためには、その団体の区域を包括する市町村長の認可が必要となります〔参照：地方自治法第260条の2第1項〕。

『地縁による団体』は、この市町村長の認可によ

り法人格を得ることとなり、その他の手続（例：法務局への法人登記等）は一切必要とされません。市町村長が認可を行った場合にはその旨が告示され、第三者に対しても『地縁による団体』が法人格を得たことを対抗できることとなります〔参照：地方自治法第260条の2第10項・第13項〕。

これにより、『認可地縁団体』は、法人格を付与され、規約に定める目的の範囲内において、法律上の権利・義務の帰属主体となり、土地や集会施設等の不動産を団体名義で登記することが可能となるほか、団体の活動に資する財産を団体名義で

所有・借用することが可能となります（資料2）。

市町村長の認可の目的は、従前は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有」し、団体名義で登記等ができるようにすることとされていましたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」と見直されています。

従前は、認可の目的が不動産等の保有に限定されていたため、土地や集会施設等の不動産等を保有していない団体は、認可地縁団体として法人格を取得することができませんでした。

一方で、不動産等は保有しないものの、幅広い地域活動を行う自治会等について、法人格がないことにより、その活動が制限されるなどの支障が生じ、活動実態と認可目的が必ずしも一致しないという指摘や、例えば、団体名義で契約を締結することを断念したといった事例が報告されるなどの課題が生じていたところです。

このように、自治会・町内会等の活動が多様化し、地域課題の解決に向けて幅広い取組を持続的に行っている事例が広がっていることなどを踏まえて、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、認可地縁団体制度の活用を可能とするべく、令和3年度に地方自治法の一部改正が行われました。

この改正は、不動産等を保有していなくとも、高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動なども含めた幅広い地域活動を行っている『地縁による団体』が近年増加していることを踏まえて、こうした団体も認可されることを想定したものとなっており、当該団体が法人化することにより、地域で求められる役割を安定的・継続的に果たしていくことに資するものと考えられます。

また、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」という認可目的の見直しを踏まえて、『地縁による団体』が認可地縁団体となることで、持続可能な活

資料2 「認可地縁団体制度の概要」

認可地縁団体制度の概要（地方自治法第260条の2）

1. 制度の概要

(1) 地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(2) 認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

(3) 市町村長による認可要件

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること

※ 規約に定める事項（法律で義務付けられているもの）

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

2. 認可状況

令和5年4月1日現在：56,078団体（全国の市町村の85%に所在） ※参考：地縁による団体数：約296,000 団体（総務省調べ）

3. 主な特徴

(1) 構成員

- 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。なお、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 構成員は個人のみが対象であり、法人は構成員となることができない。なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、規約等に「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられる。

(2) 総会等

- 総会は団体の最高意思決定機関であり、すべての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際には困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる。

(3) 活動内容

- 地方自治法上、目的や事業に特段の制限はなく、規約に定めた範囲で活動できる。
活動例：区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動、防災・防火活動、交通安全・防犯活動等

動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混同の防止、対外的な信用の獲得等が図られ、地域活動の活性化が一層促進することが期待されることです。

このほか、認可地縁団体制度に係る主な見直し事項は、資料3のとおりです。

なお、『地縁による団体』が認可地縁団体として認可されるためには、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるもの」〔地方自治法第260条の2第2項第3号〕でなければならない、「その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない」〔地方自治法第260条の2第7項〕とされていますが、加入するかどうかは住民の任意とされています。

また、自治会等そのものも自主的に組織されたものであり、法人格を取得後の認可地縁団体においても、住民により自発的に形成された団体であるという団体の性格は変わるものではなく、従前どお

り、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」を目的とするものです。

こうした趣旨を明らかにするために、地方自治法において、認可を受けた『地縁による団体』の活動等についていくつかの規定が置かれており、例えば、認可地縁団体は、「公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」〔地方自治法第260条の2第6項〕とされているほか、認可地縁団体は、「民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」〔地方自治法第260条の2第8項〕とされています。

さらに、後述するように、目的、構成員の資格、代表者、資産等に関する事項についての規約を定めるなど、透明性を確保することが義務付けられており、また、認可地縁団体の財務面でのガバナンスを確保する観点から、毎年度の財産目録の作成や備付け、事業計画・事業報告及び予算・決算の毎年度の総会における議決・承認が必要とされています。

資料3 「認可地縁団体制度の主な見直し事項等」

認可地縁団体制度の主な見直し事項等

年度	主な見直し事項等
平成3年度	認可地縁団体制度の創設
平成20年度	平成18年度の公益法人改革に関連する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う地方自治法等の一部改正
平成21年度	平成21年度税制改正に伴う認可地縁団体に対する税制上の特例措置 (みなし譲渡所得の非課税承認申請の対象法人とする措置)
平成26年度	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度の創設(平成27年4月施行) 〔地方自治法等の一部改正〕
令和元年度	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う認可地縁団体における総会等の開催方法の取扱い
令和2年度	押印の見直し
令和3年度	- 認可地縁団体の総会に出席しない構成員による表決権の行使の電子化〔デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の一部改正等〕 - 認可目的の見直し(不動産等の保有の有無に関わらず法人格取得が可能となる見直し)〔第11次地方分権一括法による地方自治法の一部改正〕
令和4年度	① 書面又は電磁的方法による決議の規定の創設 ② 解散に伴って行う債権者に対する債権の申出の催告に関する公告回数の見直し ③ 認可地縁団体同士の合併の規定の創設〔第12次地方分権一括法による地方自治法の一部改正〕 - 土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する規定の新設〔土地改良法の一部改正〕

2) 認可地縁団体の概況について

総務省では、市区町村における認可地縁団体の状況等を把握することを目的に、およそ5年に1回程度の頻度で、「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査」を実施しています。

直近の令和5年度に実施した調査結果によると、令和5年3月末日時点における認可地縁団体の総数は56,078団体となり、『地縁による団体』の総数に占める割合は19.0%となっています(表2、表3)。

また、今回の調査では、全ての市区町村(1,741

市区町村)を対象としています。このうち、認可地縁団体が所在する市区町村の数は1,479市区町村であり、全体の85.0%を占めています(表3)。

先述のとおり、令和3年の第11次地方分権一括法による地方自治法の一部改正により、不動産等の保有(保有予定)の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う『地縁による団体』については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能となりました(令和3年11月26日施行)。

法改正施行後に認可された団体のうち、「不動産等を団体名義で保有すること以外の目的」で法人格

表2 「年度別の認可地縁団体総数の状況」

(単位：団体・%)					
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認可地縁団体総数 (対前年度増加率)	52,204 (2.4)	53,343 (2.1)	54,359 (1.9)	55,249 (1.6)	56,078 (1.5)
当該期間中の認可団体数	1,238	1,142	1,034	910	840
当該期間中の認可取消団体数	11	3	18	20	11

(注)「認可地縁団体総数」は、各年度の末日時点における認可地縁団体総数である。
出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果(R5.4.1時点)」

表3 「都道府県別の地縁による団体及び認可地縁団体数」

都道府県名	自治会等 地縁団体数	左記のうち 認可地縁団体数	(割合)	都道府県名	自治会等 地縁団体数	左記のうち 認可地縁団体数	(割合)
北海道	15,162	1,062	7.0%	滋賀県	3,422	1,197	35.0%
青森県	3,540	563	15.9%	京都府	3,357	927	27.6%
岩手県	3,809	561	14.7%	大阪府	12,893	965	7.5%
宮城県	4,406	555	12.6%	兵庫県	10,188	2,284	22.4%
秋田県	5,478	1,040	19.0%	奈良県	4,022	635	15.8%
山形県	4,623	1,633	35.3%	和歌山県	3,782	764	20.2%
福島県	5,949	1,129	19.0%	鳥取県	2,732	822	30.1%
茨城県	13,095	1,007	7.7%	島根県	6,715	1,114	16.6%
栃木県	4,569	858	18.8%	岡山県	10,428	1,749	16.8%
群馬県	2,956	803	27.2%	広島県	6,966	1,163	16.7%
埼玉県	7,212	895	12.4%	山口県	7,202	1,199	16.6%
千葉県	10,070	1,305	13.0%	徳島県	5,105	136	2.7%
東京都	8,950	1,152	12.9%	香川県	6,362	1,361	21.4%
神奈川県	7,506	1,403	18.7%	愛媛県	6,339	733	11.6%
新潟県	8,870	2,663	30.0%	高知県	4,693	439	9.4%
富山県	4,543	1,365	30.0%	福岡県	10,499	2,469	23.5%
石川県	3,999	1,030	25.8%	佐賀県	2,507	1,375	54.8%
福井県	3,755	1,003	26.7%	長崎県	4,286	1,272	29.7%
山梨県	2,543	373	14.7%	熊本県	5,327	1,876	35.2%
長野県	7,014	1,745	24.9%	大分県	4,353	1,337	30.7%
岐阜県	8,563	1,403	16.4%	宮崎県	3,780	1,103	29.2%
静岡県	6,165	1,996	32.4%	鹿児島県	7,163	2,020	28.2%
愛知県	14,191	1,731	12.2%	沖縄県	1,097	409	37.3%
三重県	5,652	1,454	25.7%	全 国	295,838	56,078	19.0%

〈参考〉認可地縁団体所在市区町村数：1,479団体／市区町村総数：1,741団体＝85.0%
出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果(R5.4.1時点)」

を取得した認可地縁団体の数は、表4のとおりです。

地方自治法第260条の2第2項第4号の規定により、『地縁による団体』が認可を受けるためには、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」を目的として掲げる規約を定めた上で、認可の申請を行うことが必要とされています。

平成30年度から令和4年度までの5年間に認可された認可地縁団体(5,164団体)の規約において定められた目的別の状況を分類すると、区域の環境美化・清掃活動、住民相互の連絡、集会施設の維持管理を目的として掲げている団体が多く、地域防災・防火や交通安全・地域防犯、高齢者や子どもを

対象とする社会福祉活動についても、比較的多くの団体が規約中に目的として掲げています(表5)。

地方自治法第260条の2第2項第3号の規定により、『地縁による団体』の認可要件の一つとして、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされています。

平成30年度から令和4年度までの間に認可された『地縁による団体』の認可時における構成員数を見ると、最も多い区分は100人以上300人未満の団体(全体の約33%)である一方で、最も少ない区分は1,000人以上の団体(全体の約9%)となっています。

表4 「認可地縁団体制度の改正後の状況(不動産等の保有の有無に関わらず法人格取得が可能に)」

区 分	令和3年度	令和4年度
認可地縁団体総数のうち、「不動産等を団体名義で保有すること以外の目的」で法人格を取得した認可地縁団体の数 (対前年度増加率)	77 (一)	85 (9.4%)

(※) 法人格取得の目的については、認可申請時の提出書類等で正確に判断することが困難であるため、市町村において提出書類や対応記録等に基づいて判断している。

出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果(R5.4.1時点)」

「不動産等の団体名義での保有以外の目的」で法人格を取得し、地域活動を行う認可地縁団体の例

- 地域交通の維持に向け、法人格を取得し、大型車両を保有。構成員相互による乗合サービスを運営することで、高齢者等がスーパーマーケットや最寄り駅、医療機関などへ出かける際の交通手段を確保。
- 海沿いに位置し、漁業を営む住民が多く住む自治会において、漁港の維持管理業務等を受託し、委託料や補助金等を団体名義で得るために法人格を取得。

表5 「目的別の認可地縁団体数の状況」

(単位：団体・%)

区 分	団体数	(割合)
住民相互の連絡(回覧版、会報の回付等)	4,776	(92.5)
集会施設の維持管理	4,429	(85.8)
区域の環境美化、清掃活動	4,819	(93.3)
道路、街路灯等の整備・修繕等	1,077	(20.9)
防災、防火	2,505	(48.5)
交通安全、防犯	1,932	(37.4)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	1,334	(25.8)
スポーツ・レクリエーション活動	1,342	(26.0)
文化レクリエーション活動	1,625	(31.5)
慶弔	528	(10.2)
社会福祉活動(主に子どもを対象とした活動)	1,020	(19.8)
社会福祉活動(主に高齢者を対象とした活動)	1,134	(22.0)
行政機関に対する要望、陳情等	827	(16.0)
その他	1,469	(28.4)

※ 複数回答あり

(注) 「割合」は、平成30年度から令和4年度までの間に認可された地縁団体に対する割合である。

出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果(R5.4.1時点)」

表6 「認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況」

(単位：団体)

区 分	認可地縁 団体数	加入率別内訳			
		50%未満	50～70%	70～90%	90～100%
50人未満	798	73	72	183	470
50人以上～ 100人未満	950	44	118	259	529
100人以上～ 300人未満	1,648	95	222	495	836
300人以上～ 500人未満	643	24	139	244	236
500人以上～1,000人未満	566	39	141	221	165
1,000人以上	445	49	151	161	84
合 計	5,050	324	843	1,563	2,320

(注)

- 1 資料の滅失等により、認可当時の規模及び加入率が不明な団体があるため、平成30年度から令和4年度までの認可件数とは一致しない。
- 2 「加入率」は、区域内の住民総数に対する認可地縁団体の認可時における構成員数の割合である。
- 出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（R5.4.1時点）」

また、全体としては、約94%が加入率50%以上の団体となっています（表6）。

3. 地縁による団体の認可要件の基本的な考え方

市町村長による認可の目的は、『地縁による団体』が、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあります。

このため、法人格付与のための認可の要件に掲げられた事項は、当該団体が『地縁による団体』として現に明確な形で存在することを確認するためのものであり、認可申請の際には、団体の代表者が提出する規約に記載された団体の目的や活動内容を市町村長が確認することとなります。

『地縁による団体』が法人格を得るための認可の要件は、次の4点です（参照；資料2中の「1（3）」）。

【認可の要件①】；地縁による団体（自治会・町内会等）の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

〈基本的な考え方〉

認可を申請する『地縁による団体』が、スポーツや芸術、社会福祉などの特定の活動ではなく、広く「地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」を目的とすることを規約に明記することが必要となります。

また、目的の中身としては、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動内容も明らかにする必要があります。

なお、「現にその活動を行っていることと認められる」ためには、これを証する書類を認可申請に際して提出する必要がありますが、一般的には、総会に提出された前年度の活動実績の報告書といったもので十分であると考えられます。

【認可の要件②】；地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

〈基本的な考え方〉

『地縁による団体』の区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によることとしています。これは、制度の趣旨が、現に存在する『地縁による団体』について、当該団体が地域的な共同活動

を円滑に行うことができるようにすることにあることから、認可に当たって、新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある『地縁による団体』に対し認可を行うことは適当ではないとの考え方によるものです。

この現況に基づく区域は、法人格を有する『地縁による団体』の重要な構成要素であることから、団体の構成員のみならず、市町村の住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります。これは、区域が不明確又は流動的であると構成員の範囲が不明確となる等の考え方によるものです。

なお、この区域は、規約において定められることとなりますが、町又は字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できるものと市町村長が認める場合には、道路や河川等により区域を画することも可能とされています。

【認可の要件③】；地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

〈基本的な考え方〉

「区域に住所を有する全ての個人」が構成員となれる旨が規約に定められていること及び「その相当数の者が現に構成員となっていること」が、認可申請に際し提出される構成員名簿により確認されることを求めるものです。

ここでいう「全ての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人全て」という意味であり、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

また、「相当数」の判断は、各地域における自治会・町内会等への加入状況を勘案して市町村ごとに個々具体的に行われるものですが、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合にはおおむね「相当数」とみなされるのではないかと考えら

れます（他方で、都市部等では、自治会活動に関心が薄い者が多いことも見受けられ、これを一般的な要件とすることは困難と考えられることから、地域の実情に応じて市町村長が判断することとなります。）。

【認可の要件④】；規約を定めていること。

この規約には、次の事項が定められていなければならないこと。

(i) 目的、(ii) 名称、(iii) 区域、(iv) 主たる事務所の所在地、(v) 構成員の資格に関する事項、(vi) 代表者に関する事項、(vii) 会議に関する事項、(viii) 資産に関する事項

〈基本的な考え方〉

法人格を得る上では、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

なお、上記の8点の事項は必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることも差し支えないと解されています。

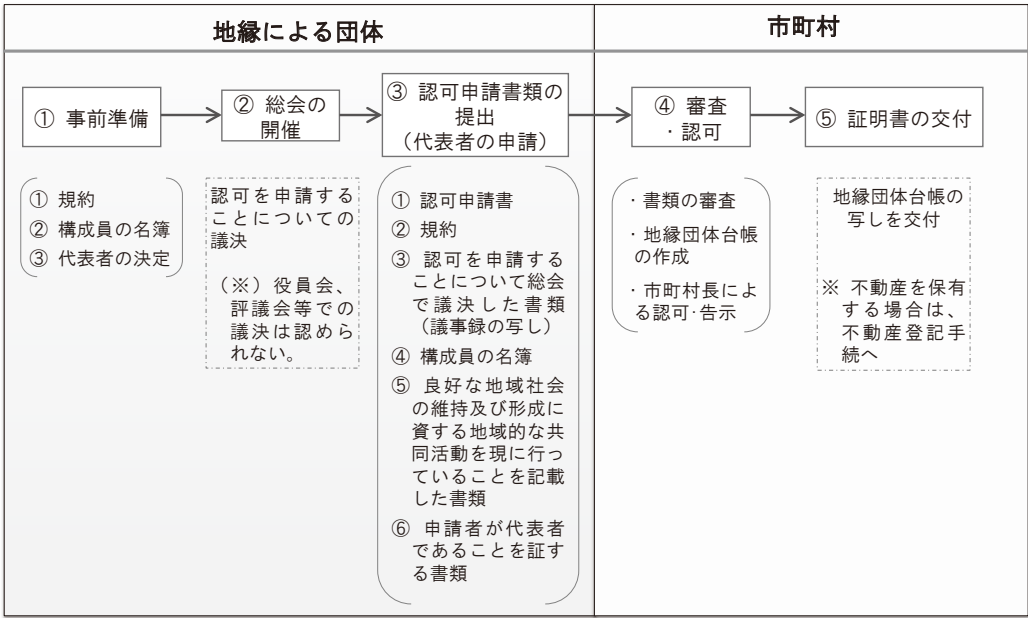
4. 地縁による団体の認可申請手続

『地縁による団体』が、認可地縁団体となり法人格を得るための認可申請をするかどうかは、当該『地縁による団体』の自主的判断によるものですが、認可申請を行うに当たっては、団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会・評議会等での議決では認められません。）。

認可申請をする旨の議決は、権利能力なき社団である『地縁による団体』が法人となる旨の意思の決定でもあると位置付けられることから、『地縁による団体』がその規約に則った正式の総会を開催し、議決を行うことが必要と考えられます。したがって、『地縁による団体』において、総会の招集手続等を定めた規約が整備されていない場合に

資料4 「地縁による団体の認可申請のフローチャート」

地縁による団体の認可申請のフローチャート



は、まず、これらの整備を行う必要があります。

また、この総会における議決に際して、認可申請に必要となる重要事項で認可申請書類に明記すべき事項(※)については、同時に総会で決定しておくことが望めます。

(※認可を受けることとなる『地縁による団体』に係る規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等保有することとなる資産の確定など)

認可を求める『地縁による団体』は、総会において認可申請をする旨の議決を行った上で、代表者が認可申請書類を揃えて、市町村長に対して認可申請をすることになります(資料4)。

認可申請を行った『地縁による団体』が、前掲3の認可要件を満たすか否かの市町村長による審査は、提出された認可申請書類に基づいて行われることとなりますので、認可申請書類は、認可要件を満たすための留意点も踏まえて作成することが重要となります。

認可申請の際に作成する書類は、次の6点です。

① 認可申請書

地方自治法施行規則第18条に定める様式に従って作成する必要があります(資料5)。

資料5 「認可申請書様式」

申請書様式(第十八条関係)

何年何月何日
何市(町)(村)長あて
認可を受けようとする地縁による団体の名称 及び 主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名 及び 住所
氏 名
住 所
認 可 申 請 書
地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。
(別添書類)
1 規約
2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3 構成員の名簿
4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5 申請者が代表者であることを証する書類

② 規約

規約の内容は、認可要件の判断の主要な部分を担っており、『地縁による団体』の組織・活動の在り方を律するものとして重要な位置付けをなすものです。

また、地方自治法第260条の2各項に従った内容とする必要があると同時に、地方自治法第260条の3から第260条の48までの内容にも従ったものとする必要があります。

規約に定める主な項目例は、表7のとおりです。

③ 認可を申請することについて地縁による団体の総会で議決したことを証する書類（議事録の写し）

④ 構成員の名簿

特に様式は定められていませんが、構成員全員の氏名・住所を記載したものである必要があります。

構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢・性別等を問わないこととされていますので、会員である場合には、子どもの名前なども記載する必要があります。

一方、会員でない者については、区域に住所を有する個人であっても構成員ではないので、名簿への記載は不要です。

住所は、住居表示が行われている場合には、こ

れに従って記載することとなります。

この構成員の名簿によって、現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているか否かが、市町村長により判断されることとなります。

⑤ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般的には、前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等でよいと考えられます。

ただし、当該報告書の内容として、具体的な活動内容が分かる程度の記載は必要となります。

また、広く地域的な共同活動の内容を記載することとし、特定の活動のみを記載することのないように注意する必要があります。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

5. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

平成3年の認可地縁団体制度の創設により、認可地縁団体は、不動産登記の登記名義人となることができるようになりましたが、認可地縁団体が

表7 「規約に定める主な項目例」

● 規約の名称				
1) 総則	・ 会の目的	・ 会の名称	・ 会の区域	・ 会の主たる事務所
2) 会員	・ 会員	・ 会費	・ 入会手続	・ 退会等手続
3) 役員	・ 役員の種別	・ 役員の選任	・ 役員の職務	・ 役員の任期
4) 総会	・ 総会の種別 ・ 総会の招集 ・ 会員の表決権	・ 総会の構成 ・ 総会の議長 ・ 総会の書面表決等	・ 総会の権能 ・ 総会の定足数 ・ 総会の議事録	・ 総会の開催 ・ 総会の議決
5) 役員会	・ 役員会の構成 ・ 役員会の定足数等	・ 役員会の権能	・ 役員会の招集等	・ 役員会の議長
6) 資産及び会計	・ 資産の構成 ・ 事業計画及び予算	・ 資産の管理 ・ 事業報告及び決算	・ 資産の処分 ・ 会計年度	・ 経費の支弁
7) 規約の変更及び解散等	・ 規約の変更	・ 解散	・ 合併	・ 残余財産の処分
8) 雑則	・ 備付け帳簿及び書類	・ 細目への委任		

所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記されていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転の登記などについて不動産登記法に則った手続（権利に関する登記の申請；登記権利者と登記義務者の共同申請（不動産登記法第60条）など）を取ることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転の登記に支障を来していることが課題となっていました。

こうした問題を解決し、登記の円滑化を図るため、平成27年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例制度が創設されました（資料6）。

具体的には、地方自治法第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体は、当該認可地縁団体が所有する不動産であって、表題部所有者又は

所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるものについて、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該不動産に係る公告を求める旨を市町村長に申請することができるとされています。

認可地縁団体がその所有する不動産について、この特例の適用を受けるためには、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村長に対し、地方自治法第260条の46第2項に規定する公告を求める旨を申請する必要があります。

また、認可地縁団体は、地方自治法第260条の46第1項第1号から第4号までの4点の要件を全て満たした場合に限り、この公告の申請を行うことができるとされており、これらの要件を満たしていることを疎明するに足る資料を申請書に添

資料6 「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の概要」

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の概要

【地縁団体(自治会、町内会など)が所有する不動産】

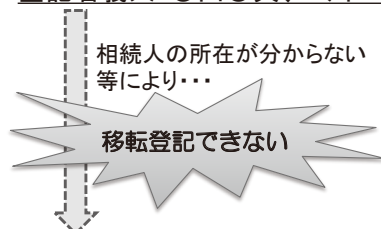


(参考) 認可地縁団体制度

平成3年の地方自治法改正によって、地縁団体(自治会・町内会など)が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度(認可地縁団体制度)が導入された。

【認可地縁団体】

登記名義人：○山○夫、×川×彦・・・



登記名義人：△△自治会

① 申請

<申請要件>

- (1) 認可地縁団体が所有
- (2) 10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有
- (3) 登記名義人の全てが構成員又はかつて構成員であった者である
- (4) 登記名義人又は相続人の所在が知れない

移転登記可能に

【市町村】

② 提出資料の確認

③ 公告(3月以上の期間)

異議がなかった場合

④ 証明書の交付

付することとなります。

市町村長は、申請の際に当該認可地縁団体から提出される不動産の所有状況等に関する疎明資料を確認し、当該申請を相当と認める場合には、公告手続に移ることとされています。

そして、当該公告に係る登記関係者等が所定の期間内に異議を述べなかったときは、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなされることとなります〔参照；地方自治法

第260条の46第3項〕。

また、当該公告に係る登記関係者等が所定の期間内に異議を述べたときは、市町村長は、その旨及びその内容を同条第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとされています（資料7、8）。

平成30年度以降の各年度における不動産登記法の特例の申請件数と処理状況及び公告手続の状況は、表8のとおりです。

表8 「不動産登記法の特例の申請件数とその処理状況等」

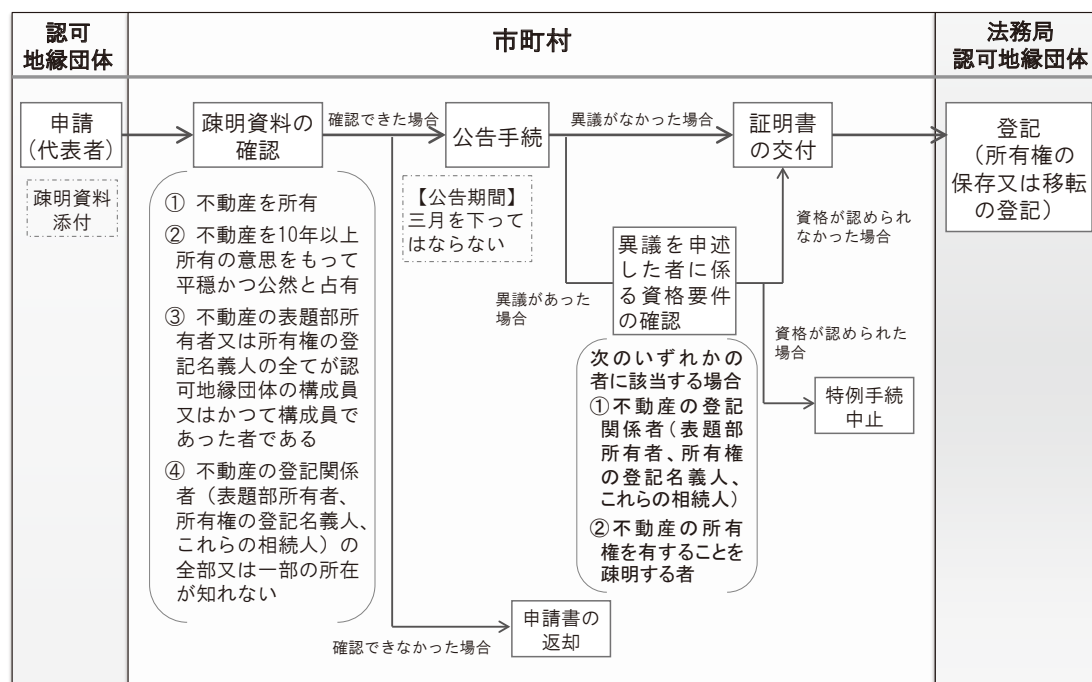
（単位：団体）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	321	247	399	279	348
審査中	17	15	7	12	12
申請を相当でない	1	2	2	11	2
申請を相当	303	230	390	256	334
公告予定	1	2	7	3	0
公告中	30	23	20	23	59
公告終了、異議申述者なし	272	201	360	221	274
公告終了、異議申述者あり	0	4	3	9	1

出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（R5.4.1時点）」

資料7 「不動産登記法の特例制度のフローチャート」

不動産登記法の特例制度のフローチャート



資料8 「登記名義人の所在が不明な不動産について認可地縁団体が登記を申請するための要件について」

登記名義人の所在が不明な不動産について認可地縁団体が登記を申請するための要件について

(地方自治法第260条の46第1項各号関係)

1. 不動産を所有していること
2. 不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
3. 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
4. 不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部又は一部の所在が知れないこと

①
②
③

認可地縁団体は、市区町村長に対し、

これらの事項を疎明するに足りる資料を提出

① 不動産の所有及び10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることの疎明方法

- 不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等により、不動産の所有又は占有している事実を確認した上で、
- 申請時点と10年以上前の時点の占有について以下の資料により確認すること。

- ・公共料金の支払領収書
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

構成員を宛先としている資料については、その趣旨が認可地縁団体を宛先とすることができなかったため、便宜上、構成員を宛先としていくについて、当該認可地縁団体に確認すること。

これらの入手が困難な場合は、理由書を提出した上で、

- ・申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

② 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることの疎明方法

- 以下の資料により確認すること。

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・基地の使用者名簿(申請不動産が基地である場合) 等

これらの入手が困難な場合は、理由書を提出した上で、

- ・申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面 等

③ 不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部又は一部の所在が知れないことの疎明方法

- 登記関係者のうち少なくとも一人について所在の確認を行い、以下の資料により確認すること。
(少なくとも一人の所在が知れないことが確認できればよい。)

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 等

- なお、所在が判明している登記関係者から、認可地縁団体が登記を申請することについての同意を得ておくことが望ましい。

6. 地域コミュニティに関する最近のトピックス

本項では、地域コミュニティ振興、公共私連携・協働に関する施策の最近の動向等について、御紹介いたします。

1) 地域コミュニティに関する研究会について

地域社会においては、地域福祉や防災など、複雑化・多様化する課題への対応の必要性が高まっていますが、自治会等の加入率の低下や担い手不足など、地域のつながりの希薄化への危機感は一層深刻化している一方で、地域活動を効率化し、効果を高める手段として、デジタル技術の活用への期待も高まっています。

特に、地域コミュニティにおいて実態上中心的存在である自治会等が、ライフスタイルの変化や、自治会活動や運営方法等が現代に必ずしも

マッチしていないこと等を背景に、地域活動の持続可能性が低下していることに加えて、地域における災害リスクの高まりや、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、地域コミュニティにおいて新たに生じている住民ニーズに対して、十分に応えられていない可能性も指摘されています。

こうした状況を踏まえて、自治会などの地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応できるようにする方策などを検討するため、総務省自治行政局において、令和3年7月から同4年3月まで、「地域コミュニティに関する研究会」が開催され、地域活動のデジタル化、自治会等の活動の持続可能性の向上、地域コミュニティの様々な主体間の連携の3点の視点を柱とする報告書が同年4月に取りまとめられました（資料9）。

1点目の「地域活動のデジタル化」については、自治会内の住民間の情報共有や行政・住民間の情

資料9 「地域コミュニティに関する研究会報告書（R4.4）の概要」

地域コミュニティに関する研究会報告書（R4.4）の概要



報共有等を効率化して、負担を軽減するとともに、住民ニーズに対応した新たなサービス提供を可能とするための地域活動のデジタル化を推進する視点として、①地域活動のデジタル化のタイミング、②地域活動のデジタル化の目的と導入するサービス、③地域活動のデジタル化を進める主体と協力関係、④地域活動のデジタル化と個人情報保護について、検討・整理をしています。

2点目の「自治会等の活動の持続可能性の向上」については、担い手確保・加入率向上策（現役世代等の参加促進）、役員等の負担軽減（行政からの依頼事項、自治会等の活動内容の見直し）、透明性の確保（活動内容・会計情報の周知）等を進め、自治会等の活動の持続可能性の向上を目指す視点について、検討・整理をしています。

3点目の「地域コミュニティの様々な主体間の連携」については、防災・地域福祉分野を中心に、自治会等とNPO、専門家等との関係を強化するための連携の強化を推進する視点として、①多様な主体に係る情報把握と「見える化」、②地域活動における目的の明確化、③連携のコーディネーターの役割、④地域の居場所づくりを通じた多世代交流と主体間連携、⑤資金面・非資金面の支援の在り方について、検討・整理をしています。

また、これら3点の視点については、互いに独立したものではなく、各視点に係る取組を進めていくことが、他の視点に係る取組を補完し進めやすくする関係にあるという位置付けになります。

なお、同研究会報告書では、市町村による自治会等への「行政協力業務（※）」の見直しについても触れられており、市町村においては、自治会等以外の地域の多様な主体等との連携・補完についても考慮しつつ、「行政協力業務」について部局横断的に総合的な見直し（棚卸し）を行っていくことが求められています。その上で、市町村が「行政協力業務」を自治会等に委託する場合には、委託業務と対価の関係を明確にして、透明性を確保するとともに、当該

自治会等が法人化され、認可地縁団体となっている場合には、認可地縁団体を委託契約の相手方とすることが考えられ、自治会等が、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、認可地縁団体になることができることとされた令和3年の制度改正後の認可地縁団体制度を活用することが可能となるものです。

（※回覧板・掲示板による連絡事項の伝達、行政委嘱委員の推薦、防災訓練の実施、防犯灯・ごみステーションの設置・管理など、公共的サービスの提供・協働や行政との連絡・調整業務を指す。）

2)『指定地域共同活動団体』制度の創設について

地域社会において、人口減少等により、様々な資源制約に直面し、また、住民ニーズや地域の課題が複雑化・多様化していく中で、市町村と地域の多様な主体が連携・協働して生活サービスの提供を担うことが重要となっています。

この点、令和5年12月に取りまとめられた第33次地方制度調査会の答申では、「地域における共助の仕組みを支える主体間の連携」として、

- ・例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など、様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例は増えており、近年では、地域の暮らしを支える重要な担い手として、また、地域における連携・協働のプラットフォームとしての役割を果たしている団体もあること。
- ・また、各市町村の創意工夫により、市町村が条例等により地域課題の解決に取り組む団体を認定等し、活動助成金の交付や情報提供等の支援などを行っている事例があり、これらの中には、認定を受けた団体が地域における多様な主体のプラットフォームとしての役割を担うなど、多様な主体と連携・協働して活動を行うことで、それぞれの強みを活かし、住民のニーズに応え

るサービスの提供や地域の課題解決のための取組を効果的に進めている例も見られること。などが指摘されています。

このような実情を踏まえて、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、地域の多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体について、法律上も、市町村の判断でその位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意し、活動環境を整備していくこととし、令和6年の地方自治法の一部改正により、こうした取組の選択肢の一つとして、新たに規定〔地方自治法第260条の49〕を設けて、『指定地域共同活動団体』制度が創設されたところです（資料10）。

この『指定地域共同活動団体』制度のポイントは、大きく3点あります。

① 市町村長が、生活サービスの提供に資するもの

として条例で定める特定地域共同活動を、地域の多様な主体と連携して行う団体について、団体からの申請に基づいて、「指定地域共同活動団体」として指定し、当該団体の活動を支援するとともに、関連する他の団体の活動との調整を行うこと。

② 指定の効果として、市町村から指定地域共同活動団体への随意契約による関連する事務の委託及び行政財産の貸付けが可能となること。

③ 指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための規定を設ける必要があること。

なお、本制度を導入するかどうかについては市町村の判断によるものであり、導入する場合は、まずは、指定地域共同活動団体の指定の要件等を条例で定める必要があります。

どのような団体が指定の対象となり得るかについてですが、例えば、近年地域の暮らしを支える

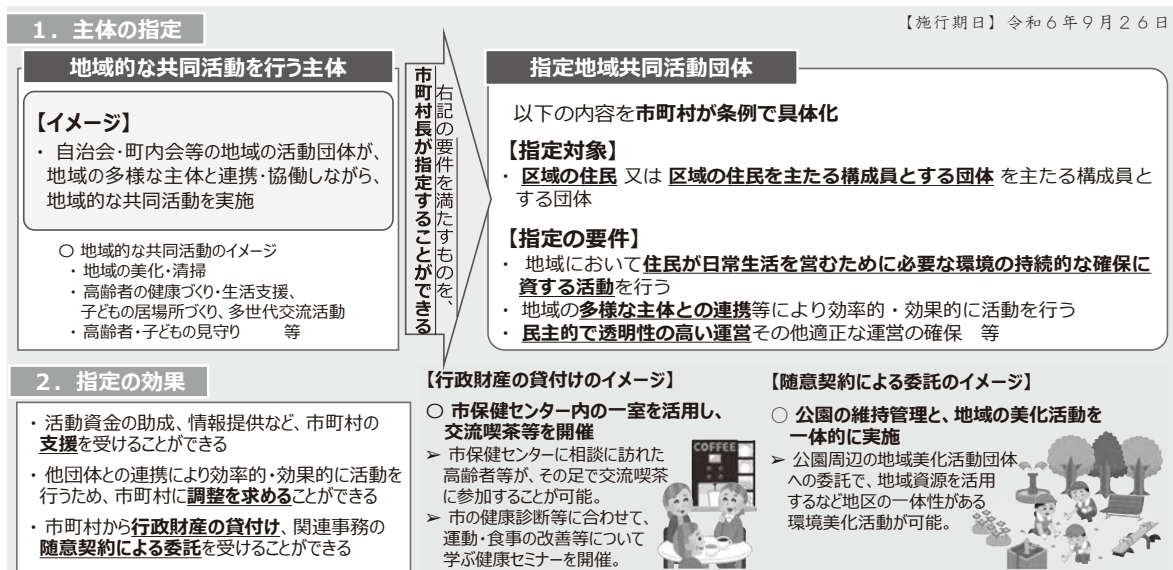
資料10 「『指定地域共同活動団体』制度の創設」

『指定地域共同活動団体』制度の創設

R6改正

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の实情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み（プラットフォーム）を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申（令和5年12月）〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。



重要な担い手となっている地域運営組織や、他の主体と連携して地域の課題解決のための活動を行う地域住民が主体となり運営されているNPO、複数の自治会等を構成員とする団体などが、市町村と協力をしつつ、地域の多様な主体と連携して生活サービスの提供に資する活動を行うために、当該市町村の条例に基づき、団体から申請があった場合、指定される可能性があります。

また、指定地域共同活動団体が行うこととなる特定地域共同活動の具体的な内容については、人口減少・少子高齢化による様々な資源制約や、住民ニーズ・地域課題の複雑化・多様化の中にあっても、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動について、地域の実情に応じて、各市町村の条例で定めることとされており、例えば、地域における高齢者等の生活支援や子ども・子育て支援、地域の環境美化活動などが想定されます。

市町村では、地域の実情に応じて、本制度の活用を通じ、地域の多様な主体と協力し、

- ・市町村が指定地域共同活動団体の活動を支援すること等により、地域の多様な主体による活動がより一層活性化されること
- ・市町村の事務と指定地域共同活動団体の活動の連携が促進されること

などにより、地域における住民サービスを向上させていくことが期待されるところです。

むすびに

平成3年に認可地縁団体制度が導入されて以来、認可地縁団体数は順調に増加しています。

複雑化・多様化する地域課題が山積し、また、共助の担い手の活性化や持続的な活動基盤の構築といった課題がある一方で、地域住民に最も身近なコミュニティ共同体である自治会・町内会等の

役割は、引き続き、重要と考えられます。

このような中で、自治会等の活動を発展させていくに当たり、法人格を有し認可地縁団体となることは、様々な団体との契約や連携による事業の幅の広がりを容易にすることができるようになり、持続可能で多様な地域活動を実践しやすくなるといった副次的効果が期待されます。

こうした点も踏まえて、地域活動の基盤を整える有用な方策の一つとして、『地縁による団体』における円滑な認可申請を図る観点から、今後とも、認可地縁団体制度の一層の周知を図っていくことが肝要です。

他方で、人口減少や少子高齢化等、様々な社会的な変化等により生じる地域課題に対し、総合的に対応しつつ、持続可能な形で、個性豊かな地域社会を守り、発展させ、住民の福祉の増進を最大化させていくためには、地域社会の担い手や住民など様々な主体との関係を深化させ、組織や地域の枠を越えて、緊密に連携・協力し、役割を分担し合っており、住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるような、新たな時代に即した住民自治の姿を目指していくことが求められています。

こうした中で、地域に根差した法律家である行政書士の先生方が、自律的な地域社会の形成に関わる業務として、『地縁による団体』に寄り添いながら、自治会活動や認可地縁団体の持続可能な運営も含む地域コミュニティ支援を行うことで、地域社会の課題解決の一助となることを御期待申し上げます。

【参考文献等】

- 「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」
松本 英昭 著（学陽書房）
- 「自治会、町内会等 法人化の手引き 第4次改訂版」地縁団体研究会 編集（ぎょうせい）
- 総務省ホームページ（総務省トップ＞政策＞地方行財政＞地方自治制度＞地域コミュニティ）

後見等業務及び財産管理業務における 関連書類保存について

法務業務部 法務事務・成年後見部門

次長 河野 芳輝

1. はじめに

令和5年3月13日に、総務省（自治行政局行政課長名）から自治体や金融機関等へ発出された「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて（依頼）」（以下「総務省通知」という。）は、日行連執行部の御尽力の成果であるとともに、当該分野に携わってこられた会員諸氏の皆様の実績が認められたものとして、現場の混乱を予防するために大変有意義なものであると思います。この総務省通知は、新たに行政書士業務と認められたものではなく、これまで行政書士が取り扱ってきた業務を確知しない団体・企業等に対し、改めて行政書士業務に附帯関連する業務であるとして通知し、理解をお願いした文書です。

また、総務省通知に関連して、令和7年1月22日付け日行連発第1386号において、日行連から各単位会長宛てに、後見等業務及び財産管理業務における関連書類保管について「民法等の規定に従い、適切な関連書類等の保管を行ってください」とした旨の通知が出されました。ついては、この機会に適切な関連書類等の保管を考察してみたいと思います。

2. 業務に関する帳簿などの保存

行政書士法（以下「法」という。）第9条において、業務に関する帳簿の備付及び保存が定められています。現在、業務に関する帳簿及び関係書類の保存期間は帳簿閉鎖のときから2年です。また、領収書については、行政書士法施行規則（以下「施行規則」という。）第10条に作成の日から5年間保存と定められています。もっとも、領収書や決算関係書類の保存期間は、法や施行規則にかかわらず、青色・白色の申告の形態や法人か個人事業かなどによって異なり、7年や10年の場合もあります。

一方で、後見等業務及び財産管理業務における関係書類の保存期間は、民法などに定めがありますので、次に具体的に示していきたいと思います。

3. 任意後見人・任意後見受任者・任意後見監督人、遺言執行者、不在者財産管理人、相続財産清算人^(注1)、遺産承継業務^(注2)等の場合

報酬請求権や債務不履行による損害賠償請求権等の消滅時効は、民法に次のように規定されています。

注1）相続財産清算人とは、法令上の文言ではありません。一般的に相続手続において、相続人全員からの依頼を受け、相続財産を現金化し、振り分ける業務を請け負った者のことをいいます。いうまでもありませんが、行政書士が受任する場合は、他の法令で制限をされている業務はできません。

注2）遺産承継業務とは、法令上の文言ではありません。一般的に相続手続において、相続人全員からの依頼を受け、遺産の承継に必要な手続を請け負った者のことをいいます。いうまでもありませんが、行政書士が受任する場合は、他の法令で制限をされている業務はできません。

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

不法行為（故意又は過失など）による損害賠償請求権の消滅時効は、次のように規定されています。

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

第七百二十四条の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

会員の皆様にはその認識や意図がなくとも、それらを根拠に請求をされる場合がありますので、それぞれ規定に沿って、関連書類を保存しておく必要があります。

また、本人が確定申告等をしていた場合は、国税通則法の第70条第5項に関する7年間、若しくは同法第72条に関する5年間の国税の徴収権の消滅時効に対応して関連書類を保存しておく必要がある場合も想定されます。

4. 後見人等の場合

- ・（成年後見人・成年後見監督人・未成年後見人・未成年後見監督人の場合）

報酬請求権若しくは損害賠償請求権等の消滅時効は、民法第875条第1項により準用された民法第832条に規定されています。

- ・（保佐人・保佐監督人の場合）

報酬請求権若しくは損害賠償請求権等の消滅時効は、民法第876条の5第3項により準用された民法第832条に規定されています。

- ・（補助人・補助監督人の場合）

報酬請求権若しくは損害賠償請求権等の消滅時効は、民法第876条の10第2項により準用された民法第832条に規定されています。

第八百三十二条 親権を行った者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理権が消滅した時から五年間これを行使しないときは、時効によって消滅する。

2 子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から起算する。

こちらについても、その認識や意図がなくとも、それらを根拠に請求をされる場合がありますので、それらに沿って、関連書類を保存しておく必要があります。

また、本人が確定申告等をしていた場合は、国税通則法の第70条第5項に関する7年間、若しくは同法第72条に関する5年間の国税の徴収権の消滅時効に対応して関連書類を保存しておく必要があります。

5. まとめ

このように民事法務、市民法務といった呼ばれ方をするこれら後見等業務及び財産管理業務については、最初に記載しましたとおり、民法等の規定に従い、適切な関連書類等の保管を求められます。また、苦情・綱紀・措置の各案件となった場合には、行政書士関係法令だけではなく、これらを示した関連する民法の規定により、それら保管書類が調査対象となり得ますので、必要以上に留意して業務に当たることが前提です。

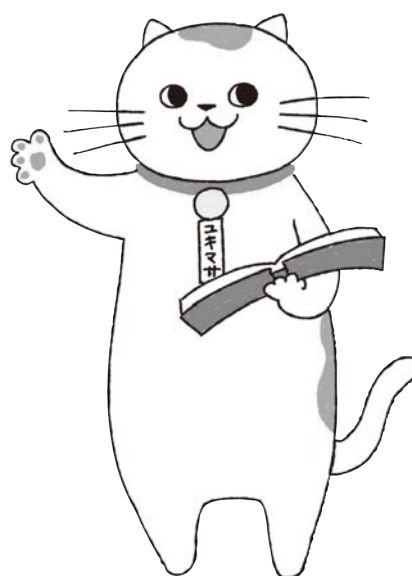
少し話がそれますが、任意後見や裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理又は処分は除きますが、職務として財産管理業務を行う場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）にも万全の対応をして業務に当たらなければなりません。この犯収法については、本稿で詳しく述べることはしていませんが、令和6年4月1日に施行された改正法に対応した日行連発行の「行政書士のための犯罪収益移転防止法取引時確認等ハンドブック」（日行連ホームページ「出版物のご案内」<https://www.gyosei.or.jp/about/publication>に掲載。）を改めて御確認ください。

また、令和6年4月1日に施行された行政書士職務基本規則において、第63条から第67条に成年後見業務に関する規律、第68条に財産管理事務について規定されています。こちらについても併せて御確認ください。この行政書士職務基本規則については、令和7年2月10日付け日行連発第1495号において、日行連から各单位会会長宛てに「解説 行政書士職務基本規則」（以下「解説」という。）の会員への周知を依頼していますので、該当条項の解説内容についても御確認ください。

加えて、公益社団法人コスモス成年後見サポー

トセンターなどの専門職団体ごとに違いがありますが、それぞれ成年後見業務に関する賠償責任保証制度が保険にて用意があります。保険への加入は、成年被後見人などを守る専門家責任にほかなりません。受任に当たっては、解説にあるとおり、賠償責任保険に加入しなければならず、財産管理業務においても、その業務・事務において預り金を管理する場合は、自己の財産と区別するため、預り金口座等の専用口座にて取り扱わなければなりませんので、御留意ください。

最後に、後見等業務及び財産管理業務は、頼れる街の法律家である我々行政書士が、身近な存在としてその知見をいかして活躍できる業務です。そして、「そうだ、行政書士に相談しよう!」という市民の皆様からの期待と信頼に応え続けるためにも、倫理感を高く維持し、業務に当たること共に推進発展させてまいりましょう。



一般社団法人日本マンション管理士会連合会と連携協定を締結

開催日：令和7年2月25日（火）

出席者：〈（一社）日本マンション管理士会連合会〉瀬下会長、高辻副会長、源間常務理事、岡村理事
 〈日本行政書士会連合会〉常任会長、高尾副会長、関口専務理事、阿部専門員（許可業務部 農地・土地利用部門）

この度、本会は（一社）日本マンション管理士会連合会と「マンション管理計画認定支援手続の円滑化やマンション管理の適正化に寄与する」ことを目的に連携協定を締結しました。

本協定では、相互においてマンション管理の適正化に関する情報共有や意見交換会等を実施するとともに各都道府県単位での連携を積極的に図ることとしています。本会において開催された本協定の締結式には、（一社）日本マンション管理士会連合会の瀬下義浩会長、本会の常任豊会長らが出席しました。

昨今、我が国においては多くのマンション管理組合の居住者の高齢化や区分所有者の無関心等による役員の成り手不足や修繕積立金不足が大きな社会問題になっていることから、本協定を機に、マンション管理計画認定支援手続の円滑化ひいてはマンション管理の適正化に寄与するため、両資格者間の更なる強化を図ってまいります。



日本公証人連合会との懇談会を開催

開催日：令和7年3月5日（水）

場 所：第一ホテル東京

出席者：〈日本公証人連合会〉中田会長、加藤・萩原両総括理事、杉山・原・大久保・金子各常務理事
 〈日本行政書士会連合会〉常任会長、原田・田村両副会長、田後・関口両専務理事、坪川・水野・関谷各常任理事、山本理事

先般、日本公証人連合会（以下「日公連」という。）の役員の皆様と常任会長を始めとする本会役員との懇談会を開催しました。

当日は、坪川常任理事が司会を務め、常任会長、日公連の中田会長からの挨拶、出席者の自己紹介に続いて、原田副会長の乾杯により、懇談会が始まりました。

本会からは、今般の「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」の要望趣旨と現在の推進状況のほか、デジタル庁との協議を始めとするデジタル化への対応を御説明しました。また、内閣府との大規模災害時の被災自治体への支援に関する協定、東京出入国在留管理局・警視庁との外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定、大韓行政士会との相互交流に関する連携協定の締結など、本会の各種取組について御説明するとともに、事実実験公正証書の作成の有用性を例に、公証人との更なる業務連携の可能性を申し上げました。日公連からは、公証人法の改正に伴う公正証書の電子化、リモート作成の導入に関することや、行政書士会との連携による広報活動の実施状況について御説明いただきました。両会の近況報告を交えながら意見交換が進み、終始和やかな雰囲気の中で閉会となりました。

限られた時間ではありましたが、相互に理解を深めることができ、更なる協力関係を築くための大変有意義な会合となりました。



特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会（VOD 方式）の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）



令和7年度（令和7年6月～令和8年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	6月17日(火) ～6月27日(金)	4月中旬	5月8日(木) ～5月14日(水)	7月17日(木)	-
実務研修会 (更新)	7月15日(火) ～7月25日(金)	5月中旬	6月3日(火) ～6月9日(月)	8月7日(木)	8月19日(火)
事務研修会 (新規)	9月5日(金) ～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金) ～7月25日(金)	10月6日(月)	-
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

「災害復興支援員」の募集について

＜大規模災害対策本部＞

本誌令和6年11月号(No.624)において募集しました「災害復興支援ボランティア」につきまして、本事業の趣旨に御賛同と多数のお申込みをいただきまして、誠にありがとうございました。

今般、令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、大規模災害発生時の支援方針等を定めた「日本行政書士会連合会大規模災害等発生時の対策に関する規則」を一部改正しました。これに伴い、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備え、被災者支援活動に係る財源の確保と併せて、人的支援体制の充実強化を図り、一日も早い被災地の復旧・復興に寄与することを目的として、「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」に改め、新たに募集することとしましたので、お知らせいたします。

本事業の趣旨に御賛同いただき、御参加いただける場合は、以下を御確認の上、会員専用サイト「連 con」から申込書兼誓約書を取得し、御所属の単位会を通じてお申込みくださいますようお願い申し上げます。

また、既に「災害復興支援ボランティア」にお申込みいただいている方におかれましては、御所属の単位会で、改めて「災害復興支援員」への登録を希望するか否かの確認を行っていますので、適宜御対応くださいますようお願い申し上げます。

- 1 目 的：大規模災害が発生した際に、現地に赴き、支援活動（主として被災自治体と協同して行う被災者支援活動）を行っていただける会員を募集いたします（応募を受けて、日行連において支援候補者名簿に登録・管理し、大規模災害が発生した際には、予算措置を講じた上で、当該名簿に基づき、必要に応じて日行連から名簿登録会員に対して被災地での支援活動を要請いたします。なお、派遣先地域は、災害の規模等により異なりますが、基本的に当該会員が居住する地域を中心に隣接する都道府県内を想定し、実際に出向いただく際には、所属単位会と情報を共有いたします。）。
※被災地への出向に際しては、本会負担で加入する傷害保険の対象とします。

- 2 応募要件：現に行政書士であり、心身ともに健康で、会員専用サイト「連 con」に掲載の「災害復興支援員申込書兼誓約書」の内容に同意いただける方。

- 3 そ の 他：「災害復興支援員」は、支援員としての能力の維持・向上のため、本会及び単位会が開催する定期的な研修を受講していただきます。なお、この研修の日程等につきましては、追って御連絡いたします。

詳細・お申込みはこちら

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



(会員専用サイト「連 con」記事)

令和6年能登半島地震及び能登半島豪雨に係る支援金及び義援金の分配結果について

<大規模災害対策本部>

本誌令和7年3月号（No.628）においてお知らせしました「令和6年能登半島地震及び能登半島豪雨に関し募集した支援金及び義援金」につきまして、所属会員の被害状況及び被災地域の都道府県行政書士会の支援活動状況に鑑み、以下のとおり分配しましたので、御報告いたします。改めまして、皆様の温かい御支援に感謝申し上げます。

なお、支援金及び義援金の残額につきましては、今後の災害支援活動に活用すべく、本会災害助成基金引当資産に繰り入れることとしていますので、御理解御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【支援金】

分配日	分配先	分配額
R6.8.30	石川会	7,200,000 円
	富山会	1,350,000 円
	新潟会	1,350,000 円
	福井会	100,000 円

【義援金】

分配日	分配先	分配額
R7.3.31	石川会	1,866,000 円
	富山会	216,000 円
	新潟会	179,000 円

Tokyo Pride 2025 プライドパレードに参加しませんか？

<権利擁護推進委員会>

本会権利擁護推進委員会では、本年6月に開催予定の「Tokyo Pride 2025」へ東京都行政書士会・神奈川県行政書士会・千葉県行政書士会・埼玉県行政書士会と共同でブース出展を行います。

また、同月8日に開催されるプライドパレードへも、都道府県行政書士会を通じて参加会員を募り参加する予定ですので、プライドパレードの参加に興味がある方は、所属の都道府県行政書士会までお問い合わせください。

【Tokyo Pride 2025】

主催者：特定非営利活動法人東京レインボープライド

開催日程：2025年6月7日（土）～8日（日）※パレードは8日（日）

Tokyo Pride 2025 テーマ：

生まれてから大人になり、老いて人生を終えるまで、わたしたちには
人生の中で様々な選択をする権利がある。

URL：<https://pride.tokyo/>



※ Tokyo Pride は、LGBTQ+を取り巻く課題への理解を深め、よりインクルーシブな社会の実現を目指して多彩なイベントやコンテンツを開催していきます。代々木公園で開催される Pride Parade&Festival 等を通じて LGBTQ+コミュニティへの理解と支援を広げていきます（Tokyo Pride 2025 ホームページより）。

令和7年度日行連会長選挙立候補 予定者向け要領の配付について

<選挙管理委員会>

本年度定時総会において執り行う、本会会長選挙（令和7年6月19日実施予定）に係る「立候補届出等の要領と選挙運動の注意について〈立候補予定者向け要領〉」を5月1日（木）から会員専用サイト「連 con」の記事カテゴリ「その他」にて公開・配付いたします。

なお、立候補予定者向け事前説明会は開催いたしませんので、立候補予定者におかれましては、当該要領を御確認になり、各種届出及び選挙活動等を行うよう、御留意願います。

登録委員会からのお知らせ

重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手續に関するお願い

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手續における添付書類の削減や手續の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- ☐ 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- ☐ 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日）

2 受講方法

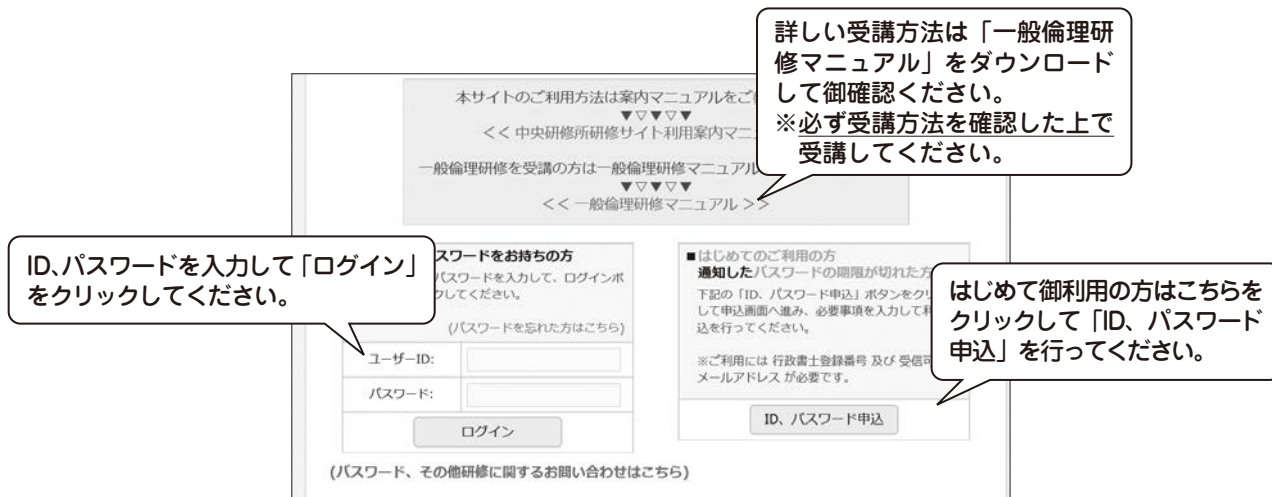
①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要。）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。）。



③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、審査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研 修 概 要

1 受講資格

行政書士

（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「審査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講 義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉令和7年8月1日（金）～9月15日（月・祝）

〈講義科目〉

科 目	時 間（コマ数）
行政法総論	18 時間 [約1時間×18コマ]
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

(2) 考 査

令和7年10月19日（日）14:00～16:00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※審査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連 con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈審査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政書士のための行政法」「行政書士のための要件事実の基礎」（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。

また、令和7年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

なお、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

令和7年4月1日（火）09:00～

令和7年6月20日（金）17:00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジットカード決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるをお願いします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次々ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、考査を中止することがあります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」へ掲載するか、若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

研修における諸注意

講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、申込み時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を送付いたします（令和7年7月18日（金）予定）。受講期間開始3日前までに届かない場合には、（株）全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 送付するサブテキストは、「行政書士のための行政法【第2版】」と「行政書士のための要件事実の基礎【第2版】」です。再受験制度を御利用になる方には、送付しませんのであらかじめ御了承ください。
- (3) 講義は、研修サイトでのeラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (4) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります。一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします。
- (5) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全ビデオ講義（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
- (6) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2年目自由受講の受講者を除く）。
- (7) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」に則りビデオ講義を視聴してください。

考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査1週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、（株）全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は会員サイトのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
 - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
 - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません。携帯電話やスマートフォン等、時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません。
 - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。
- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等を行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 合否・採点内容等についての問合せには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します（実費負担）。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、お申込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にお越しになった場合は対応いたしかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、お申込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等必要な範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

その他

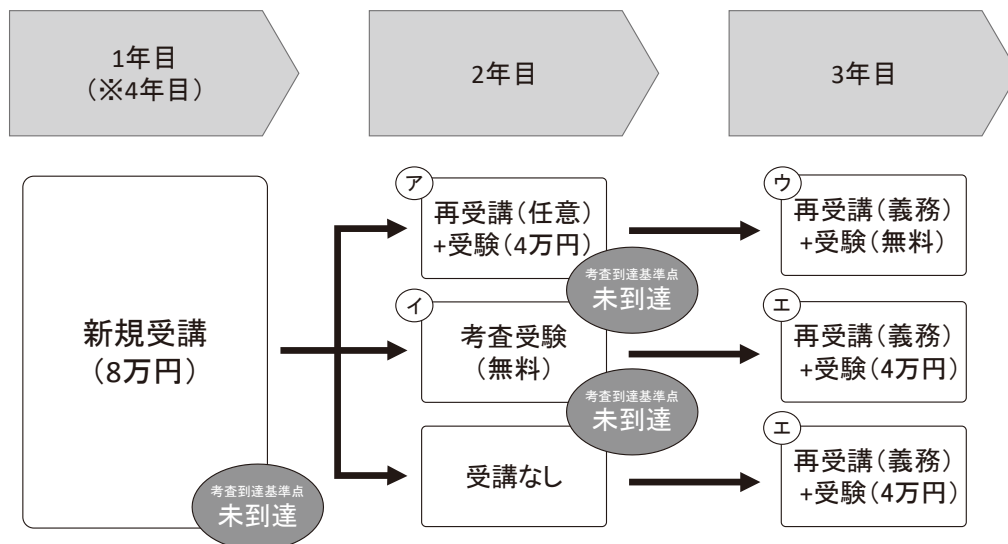
- (1) お申込み後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りになるとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

お問合せ・御連絡先

- | | |
|---|--------------|
| ○本研修のお申込み手続に係る御照会
（株）全行団 特定行政書士法定研修受付係 | 03-6450-1622 |
| ○本研修の内容に係る御照会
日行連事務局研修課 | 03-6435-7330 |

〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申込みが必要となりますので御留意ください。



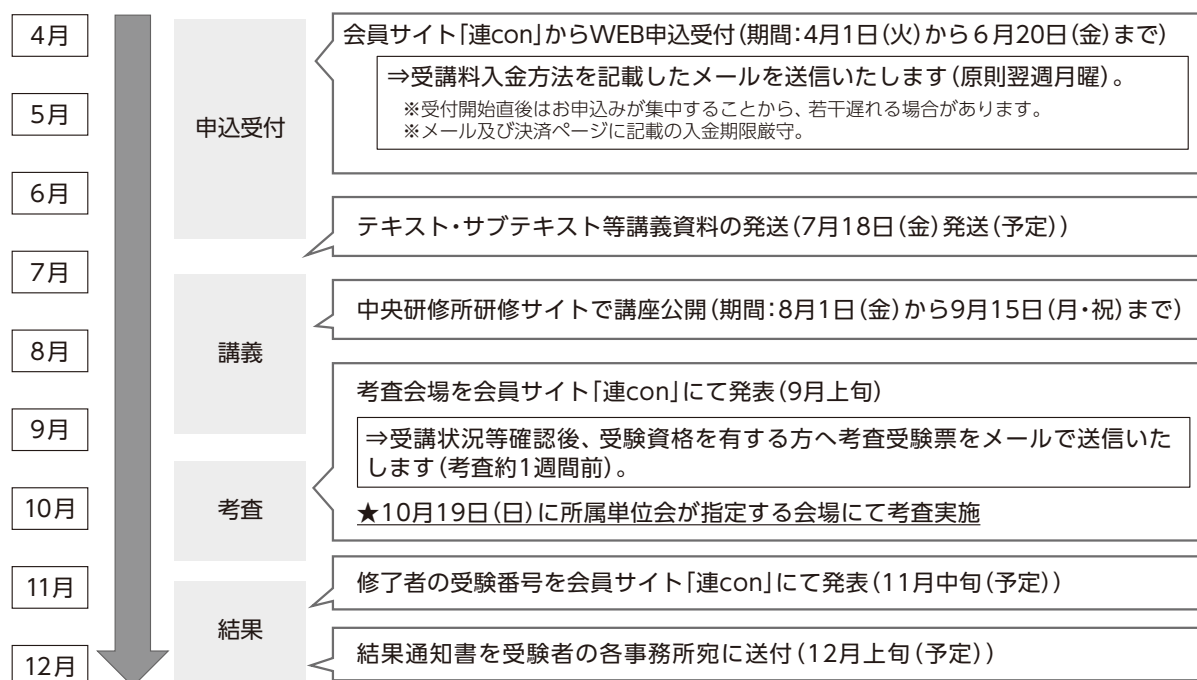
※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、考查の受験要件を満たしていると判定された方が対象です。

※2・3年目にお申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉖～㉚のいずれかを選択してください。

※2年目の㉖については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を修了したものとし、考查を受験することができます。

〈特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ〉（予定）



〈WEB 申込手順〉

1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー＞特定行政書士法定研修＞令和7年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

3 アカウント登録・申込み

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申込みをしてください。

4 受講料の支払

申込み後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記四つの支払方法の中から一つを選択し、入金してください（入金後、支払完了メールが届きます。）。

〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM(ペイジー®)



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込みサイトを御覧ください。

重要なお知らせ

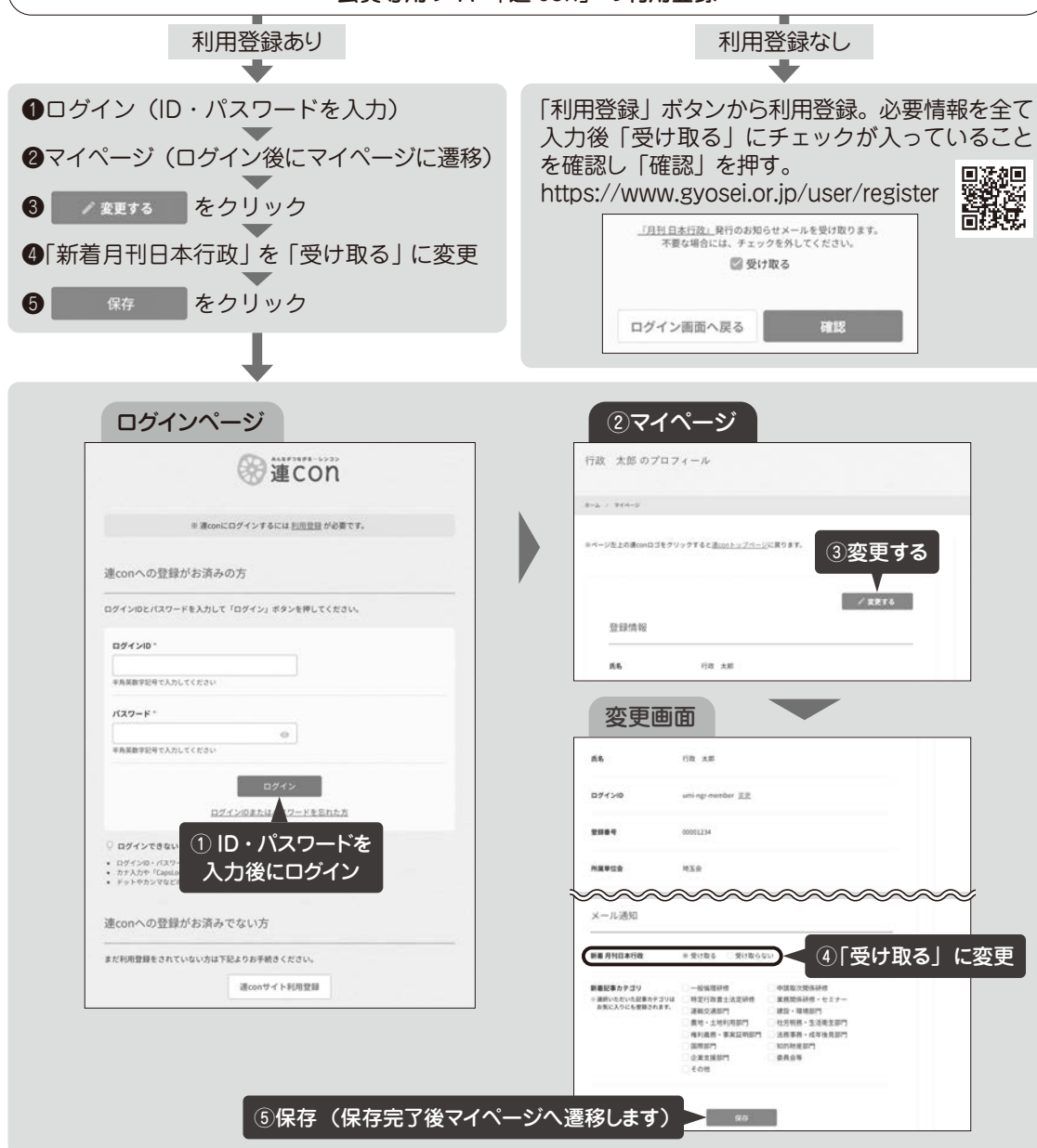
「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月(奇数月のみ)となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連 con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号の PDF の直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連 con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連 con」の利用登録



※電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版の受取停止を希望する場合は所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

単位会別会員数一覧

<令和7年4月1日現在>

区 分 単位会		個人会員数			法人会員数		
		R 6. 10.1	R 7. 4.1	増減	R 6. 10.1	R 7. 4.1	増減
北海道地方協議会	北海道	1,933	1,926	△ 7	49	53	4
	秋 田	301	296	△ 5	4	5	1
	岩 手	406	398	△ 8	8	9	1
	青 森	357	353	△ 4	7	7	0
	福 島	743	736	△ 7	18	19	1
	宮 城	1,050	1,027	△ 23	28	31	3
東北地方協議会	山 形	434	429	△ 5	5	5	0
	東 京	8,090	8,194	104	360	388	28
	神奈川	3,319	3,331	12	98	104	6
	千 葉	2,300	2,307	7	51	53	2
	茨 城	1,208	1,205	△ 3	23	26	3
	栃 木	903	900	△ 3	15	15	0
関東地方協議会	埼 玉	2,638	2,621	△ 17	58	57	△ 1
	群 馬	1,114	1,104	△ 10	9	10	1
	長 野	987	976	△ 11	12	13	1
	山 梨	379	377	△ 2	5	5	0
	静 岡	1,533	1,519	△ 14	38	39	1
	新 潟	894	887	△ 7	21	22	1
中部地方協議会	愛 知	3,373	3,373	0	105	108	3
	岐 阜	899	891	△ 8	16	17	1
	三 重	726	723	△ 3	15	15	0
	福 井	340	335	△ 5	5	6	1
	石 川	406	407	1	10	10	0
	富 山	396	390	△ 6	13	14	1

区 分 単位会	個人会員数			法人会員数			
	R 6. 10.1	R 7. 4.1	増減	R 6. 10.1	R 7. 4.1	増減	
近畿地方協議会	滋 賀	507	513	6	8	8	0
	大 阪	3,853	3,869	16	152	157	5
	京 都	942	939	△ 3	24	27	3
	奈 良	488	481	△ 7	12	13	1
	和歌山	360	357	△ 3	5	5	0
	兵 庫	2,019	2,020	1	38	41	3
中国地方協議会	鳥 取	215	212	△ 3	3	3	0
	島 根	282	277	△ 5	3	3	0
	岡 山	781	798	17	21	25	4
	広 島	1,230	1,212	△ 18	21	22	1
	山 口	488	489	1	5	5	0
四国地方協議会	香 川	438	433	△ 5	10	10	0
	徳 島	324	320	△ 4	8	9	1
	高 知	263	261	△ 2	5	6	1
	愛 媛	569	561	△ 8	12	12	0
九州地方協議会	福 岡	1,804	1,789	△ 15	48	49	1
	佐 賀	262	265	3	5	5	0
	長 崎	411	407	△ 4	10	10	0
	熊 本	673	677	4	16	18	2
	大 分	386	386	0	10	11	1
	宮 崎	479	477	△ 2	13	14	1
	鹿児島	831	815	△ 16	15	16	1
	沖 縄	462	471	9	14	16	2
合 計	52,796	52,734	△ 62	1,431	1,516	85	

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

広島県

行政書士会

佐々木聖子様をお招きし、研修会 「外国人就労者政策の今後の展開について」を開催



2月14日、広島会では、出入国在留管理庁初代長官などを歴任された佐々木聖子様をお招きし、「外国人就労者政策の今後の展開について」をテーマに研修会を開催いたしました。研修会には、当会を始め、全国の単位会、広島出入国在留管理局の職員の方など、約100名の皆様に御参加いただきました。

外国人就労者政策といえば、これからスタートする新制度「育成就労」の運用や手続に関することに注目が集まりますが、御講義の中では、政策を作る側の意図なども垣間見ることができ、育成就労を中心とした外国人就労政策の理解がより深まる大変貴重な研修会となりました。

入管行政は今、在留管理政策（受入れ政策）と、共生のための総合的対応策（多文化共生政策）が一体として進められています。我々行政書士も、日頃から「政策を作る側の意図」を意識することにより、依頼者である外国人の方、関与先企業様にとって、より質の高い業務を提供することができるのではないのでしょうか。

また、研修会終了後には、ホテルグランヴィア広島において、約40名の方に御参加いただき、懇親会を開催いたしました。佐々木様の席近くには、名刺交換や質問するための長い列ができており、丁寧に御対応・御回答くださる姿がありました。お帰りになる間際の、「皆さん勉強熱心ですね。」といただいた一言が大変印象的でした。

限られた時間ではございましたが、会場研修、懇親会の良さを改めて経験することができる非常に有意義な時間にすることができました。御参加くださった皆様、誠にありがとうございました。



愛知県

行政書士会

「行政書士スタートアップセミナー」を開催



愛知会では、2月15日に行政書士で独立・開業を目指す方や行政書士試験の既学者・未学者に向け、「行政書士スタートアップセミナー」を開催しました。

「踏み出そう、輝く未来へ!」をテーマに、行政書士という仕事についての基調講演に始まり、新行政書士による「リアル開業体験談」、建設・運輸交通・私法の行政書士業務、行政書士登録の方法や注意点などを当会会員から紹介しました。参加者同士の交流タイムでは、多くの参加者が語り合い、連絡先を交換する姿も見受けられました。当日は配信を行わず会場のみで136名の方々にお集まりいただき、新しい一歩を踏み出し、行政書士としての独立開業に不安を感じている方が多くいることを実感しました。

行政書士試験の勉強を始めるときには「合格するのだろうか」という不安があり、合格後には「行政書士として成功できるのだろうか」という不安があります。

当会は、行政書士の魅力に接していただけるよう、一般の方向けのセミナーを毎年開催するとともに、会員に対しては、令和6年度は約70回の研修会を実施しました。

ためらっている方の背中をそっと押し、優れた我々の仲間がそれぞれの地域社会で活躍することが、行政書士の地位・認知度の向上につながると考えています。



福岡県

行政書士会

「留学生担当者との情報交換会」を開催



2月19日、「留学生担当者との情報交換会」を開催しました。

この情報交換会は、留学生に卒業後の将来日本で活躍していただくために、在学中から卒業後のキャリアプランを明確に見据えて過ごしていただけるよう、県内の専門学校、日本語学校の担当者と最新の情報や学校現場が抱える留学生についての課題・取組等を共有し、各学校での就職支援や進路指導に役立てていただくことを目的とし、毎年開催しています。

第1部では「留学生に知っておいてほしいこと」をテーマに、福岡出入国在留管理局留学研修審査部門、福岡労働局福岡外国人雇用サービスセンター、留学生の就職支援団体や行政書士会から、在学中の適正な在留（資格外活動のルールや届出義務等）や就労資格の該当範囲、また留学生の就職に関する現状や相談事例、県内企業の声から考える就職に向けて在学中にできる準備について等それぞれの立場からの情報を共有しました。

第2部では留学生の卒業後の進路や就職支援について、各学校の状況や取組の発表と現場での課題や疑問点について参加者全員で意見交換を行いました。

今年で6回目の開催となりますが回を重ねるごとに参加者の輪も広がっています。留学生が日本でより良い就職や活躍の機会を得る一助となるよう活動を継続してまいります。



大阪府

行政書士会

行政書士記念日事業として「行政書士と学ぶ
成年後見」を大阪市中心公会堂で開催

2月20日、大阪会とコスモスおおさかの共催で、行政書士記念日事業「行政書士と学ぶ成年後見」を大阪市中心公会堂（大阪市北区中之島）において開催いたしました。

参加者は226名に上り、国の重要文化財に指定されている歴史ある壮麗な雰囲気を持つ会場には、一般の方々を始め、福祉関係者、民生委員、行政機関の方々など多くの方に御来場いただき、大盛況となりました。

第一部では「笑って学ぶ成年後見」というテーマの下、市民後見人としても活躍されている漫才師「青空一風・千風」様による漫才を披露していただきました。軽妙な掛け合いの中で成年後見制度について分かりやすく伝えていただき、会場は笑いに包まれました。

第二部のトークセッションでは、東大阪市福祉部地域福祉室 室長の大川寿一様、市民後見人の青空一風様、コスモスおおさか支部長の泉井亮太様が登壇しました。成年後見制度の概要や対象者、支援内容、現場の課題、今後の展望、制度の認知向上策などについて意見を交わし、参加者も熱心に耳を傾けていました。イベントの開催に当たり、大阪府、大阪市、大阪府民生委員児童委員協議会連合会、大阪府民生委員児童委員協議会から御後援を賜りました。

イベントの周知徹底を図るため、昨年11月から各市・区役所、地域の区民センター、老人福祉センター、図書館等を訪問し、案内チラシやポスターを設置していただきました。加えて、大阪メトロ区役所掲示板や、朝日新聞朝刊にも無料掲載していただく等、イベント開催を通じて、行政書士制度の広報活動も充実させることができました。



群馬県

行政書士会

行政書士記念日事業の報告



2月21日の13時から16時の間、群馬会とコスモスぐんまとの共催による「行政書士無料相談会」を対面相談（前橋商工会議所3階アイビー）で実施しました。

相談会の告知方法は、例年どおり新聞各社及び当会ホームページにおいて行ったほか、新しい取組として、FMぐんまのスポット広告、群馬アリーナでのデジタルサイネージを活用しました。

告知開始から予約が入り始め、当日は予約枠がほぼ埋まった状態での開催となりました。新聞告知を見たという方は7組、FMぐんままで相談会を知ったという相談者も2組もいて、新しい取組が功を奏した形となりました。

相談者は12組、相談内容は、相続・遺言が7件、墓じまい1件、土地に関する相談2件、建設業1件、農地転用1件という結果でした。そして相談者の年齢は60歳以上の方がほとんどでした。

令和5年に実施された内閣府の調査では、群馬県の65歳以上の高齢化率は30.9%で、令和32年には40.0%になる見込みが示されています。今後、相続に関する相談の需要が高まり、街の法律家として行政書士への期待が益々増えていくことを改めて実感した相談会でした。

相談者の皆様から「相談して良かった」と感想をいただき、相談会を実施した甲斐があったことを相談員全員で分かち合い、事務局員の皆様と共に、会としての結束を感じました。



三重県

行政書士会

行政書士記念日事業「老後の安心セミナー ～行政書士と公証人と一緒に考える未来の準備～」を開催



3月1日、三重会と三重公証人会の共催で、標題のセミナーを三重県総合文化センター内「フレンテみえ」で開催しました。

セミナーの前半では、妻を亡くした75歳男性と愛猫の将来への不安を寸劇「猫と遺言～未来の約束～」で描き、遺言と任意後見制度について問題提起しました。それを受けて、講演①「そうだったの?! 遺言と相続」では行政書士が遺言と相続全般について、講演②「遺言・任意後見契約のすすめ」では公証人が公正証書遺言と任意後見制度・契約について解説しました。

後半のパネルディスカッションでは、4名のパネリスト（津合同公証役場公証人、（福）津市社会福祉協議会 津市成年後見サポートセンター長、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」所長、コスモスみえ支部長）をお招きして、「専門職が語る、これからの備え」をテーマに、それぞれの専門の立場からアドバイスと御意見をいただきました。

新聞や自治体広報誌、ポスター・チラシによる本格的な広報は開催日の2週間前からになりましたが、スタッフ等を除く参加者は66名、セミナー後の行政書士と公証人による無料相談会には10件の相談があり、相続・遺言・任意後見制度に対する市民の皆様の高い関心を実感できる取組となりました。

参加者の皆様は熱心に聴講してくださり、終了後のアンケートでは「将来に役立つ講演だった」「とても分かりやすかった」「別の地域でも実施してほしい」「遺言・任意後見が身近に感じられるようになった」等の感想をいただきました。





法教育推進委員会から

日行連、埼玉会、東京会の連携による 高校生に向けた法教育出前授業実施報告

法教育推進委員会

副委員長 山賀 良彦

令和7年1月23日、埼玉県立川越西高等学校において、日行連、埼玉会、東京会の連携による法教育出前授業を実施しました。当日は、日行連法教育推進委員7名、埼玉会5名、東京会13名、見学者2名（大阪会、愛知会）の合計27名の行政書士が参加しました。

同校における法教育出前授業は、令和4年度から3年連続で実施されています。今回の授業は、高校3年生の9クラス、およそ300人の生徒を対象に、令和4年4月に施行された高校生にとって身近な「成年年齢引下げ」を主なテーマとして実施しました。

1時限目は、放送を用いて全クラスに斉配信を行い、18歳になると起こる契約等の変化について扱うクイズ「18歳になったら、できる？ できない？ 次の問題を考えてみよう！」を実施した後、「18歳は、大人？ 子ども？」「大人とは？」などをテーマにしたワークシート作業を交えた授業を行いました。生徒の皆様は、成年年齢引下げに関する報道等で知っている部分もあったと思われ、理解度の高さを感じることができました。

また、ワークシート作業においては、「18歳」と成年年齢、選挙権年齢との関係について考えてもらうことで、「成年」「大人」に関する自分の意見、考えを表現する良い機会になったと思います。

2時限目は、講師を務める行政書士がクラスごとに行政書士の仕事紹介、自身の業務等をお話ししました。生徒からの質問を受け付けることで、興味をもって話を聞いていただけました。特に、行政書士自身のキャリアや業務内容について、実際の経験談を交え具体的に話すことで、将来の職業選択に役立つ情報を提供することができたと思います。

本年度も、例年に引き続き同校の社会担当の先生方に御協力いただき、法教育出前授業を円滑に進行することができました。生徒の皆様には、成年年齢引下げについての理解を深め、自身の将来について考える機会を与えることができたのではないかと思います。

今後も法教育活動を通じて、あらゆる人、世代に必要な法情報を提供し、「法」に関する学びを深める機会を提供してまいります。

行政書士による出前授業 成年年齢引下げについて考えてみよう！

- 1 考えてみよう！ (1) 18歳は、☐大人 ☐子ども ☐どちらとも言えない
(2) その理由は？

- 2 考えてみよう！ 18歳で「成年」について、どう思いますか？
(1) ☐ 良い ☐ 良くない ☐ どちらとも言えない (2) その理由は？

- 3 考えてみよう！ あなたにとって、「大人」とは、どんな人ですか？
「成年年齢」や「選挙権年齢」と関係がありますか？

- 4 考えてみよう！ 今日の話を聞いて、「成年になった自分」「これから成年になる自分」に、どんなことを伝えたいですか？・「アドバイス」・「応援」・「注意」など

- 5 今日の話を聞いて、もっと聞いてみたいこと、他に聞いてみたいことはありましたか？

VOD 紹介「事業継続力強化計画認定制度について」

<中央研修所>

今月は業務研修<中小企業支援>の中から、本年3月に新たに追加された「事業継続力強化計画認定制度について」を紹介します。

日本は「災害列島」と呼ばれるほど災害が多い国であり、かねてから災害に対する意識の重要性が指摘されてきました。近年は特に災害の頻発や激甚化が顕著で、令和6年元日には能登半島地震という大きな災害が発生し、「災害はいつでも起こり得る」ことを再認識させられました。

経済産業省は令和元年度に、中小企業が災害などに対処するための「事業継続力強化計画（ジギョケイ）」認定制度を創設しました。この制度では、中小企業が実施する防災・減災の事前対策を経済産業大臣が認定し、認定を受けた事業者は認定ロゴマークの使用や、税制措置、低利融資などの施策を活用できるようになります。

本研修は、前半では、中小企業庁の土田様が「事業継続力強化計画認定制度」について概要を説明され、後半では、独立行政法人中小企業基盤整備機構の小沼様が「事業継続力強化計画（ジギョケイ）策定支援講座」と題し、具体的な策定支援の内容を紹介されます。興味のある方は、この機会に是非御視聴ください。

● 研 修 情 報 ●

✎ 講義内容（役職は収録当時のものです）

「事業継続力強化計画認定制度について」

講 師：

中小企業庁 経営安定対策室 事業継続力強化計画担当 土田 浩史 氏

「事業継続力強化計画（ジギョケイ）策定支援講座」

講 師：

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー（経営支援） 小沼 耕一 氏

✎ 講義時間

約 1 時間半

✎ 受講料

無料

■ 研修の主な内容

「事業継続力強化計画認定制度について」

当該制度についての概要を御講義いただいています。

まず、近年の災害発生状況について、提示された資料に基づき、災害が頻発し、激甚化している傾向が強調され、制度の重要性について説明がありました。また、この説明の中で、

計画策定が五つのステップで進むこと、手引きや申請様式についても解説されています。

次に、制度創設から令和7年1月末までの計画認定状況の推移が示され、未策定の理由等の分析結果について説明されています。加えて、計画策定による被災軽減効果や取組状況、更に策定後の訓練実施や計画見直しの効果についても解説されています。

参考資料として、計画を策定した事業者の具体例がいくつか挙げられ、認定を受けた事業者が活用できる施策についても説明されています。

最後に、計画策定の普及において、行政書士に寄せられる期待が語られました。

「事業継続力強化計画（ジギョケイ）策定支援講座」

事業継続力強化計画（ジギョケイ）の策定を支援するための内容を御講義いただいています。講義は次の三つのアジェンダで構成されています。

1. 事業継続力強化計画策定支援の手順

計画策定から申請までの流れについて説明がされています。ここでは策定支援の手順について学ぶことができます。主な内容は次のとおりです。

- ・計画策定ステップの確認
- ・申請書の内容とボリューム
- ・手引き及び策定補助ツールの活用方法
- ・よくある修正依頼の事例

2. 支援者に知っておいていただきたいこと

次のテーマについて説明がされています。行政書士がどのような局面で支援できるかを学ぶことができます。

- ・過去の地震や自然災害、感染症の発生状況
- ・ハザードマップの見方・考え方
- ・近年のサイバー攻撃事例と情報セキュリティ 10 大脅威
- ・事業継続力強化計画以外の BCP 事例やフォローアップの重要性

3. 事業者の関心を引くために

次のような点を取り上げて説明がされています。事業者への説明のポイントを理解することができます。

- ・事業継続計画（BCP）との違いと特長
- ・認定取得後の PDCA サイクルや計画見直しの重要性
- ・経営戦略上の位置付けとしてのジギョケイ
- ・被災企業の復興事例や地域別のメリット
- ・リスクファイナンス判断シートや資金調達
- ・連携型ジギョケイのニーズと事例
- ・中小企業「強靱化」支援ポータルサイトの紹介

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。

②「講座一覧＞業務研修＞中小企業支援＞

〈中小企業支援〉事業継続力強化計画認定制度について」を選択し、該当講座を受講。

↑ 研修サイト QR コード



公証人に聞く！^{（教えて）} ミネルヴァくん

第41回 共同親権等について

<法務業務部>

（担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫）

今回は、令和6年の民法の一部改正で設けられた共同親権等、新たな規定について検討していきましょう。



ユキマサくん

郊外では、鯉のぼりを揚げる家庭があって、男の子の元気な成長を願う親御さんの気持を思うとほのぼのとするね。

鯉のぼりというと、渥美清さん演じる寅さんが、旅の土産として甥っ子に小さな鯉のぼりのおもちゃを買ってきたけれど、既に本物の鯉のぼりが裏庭に揚げられていたため、家族の人たちが寅さんに気付かれないようにあわてて鯉のぼりを下ろすシーンがあったことを思い出します。



ミネルヴァくん



昔懐かしい人情味あふれるお話だね。ところで、令和6年の民法の一部改正で共同親権等の定めが設けられたと聞いたけれど、どのようなものか教えてほしいな。

令和6年の民法改正（以下「改正民法」という。）の大きな改正点は共同親権の導入です。



現在、離婚する際の親権は、父親、母親のどちらかの単独親権とされているけど、なぜ共同親権の制度を導入したの？

御指摘のとおり、現行法では、離婚するにはどちらか一方を親権者と定めなければならないとされていました（民法819条1項）。しかし、父母が離婚した後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが子の利益を確保する上で必要であるという認識が強くなってきたということ、また、国際的な動向についてもアメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、スイス、イタリア、韓国等主要な国は共同親権を採用していることなどの理由で以前から改正の必要性が検討され、今回、民法の一部改正により共同親権が導入されたのです。



共同親権について、改正民法ではどのように規定されているんだろうか。

改正民法819条1項では、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。」とされています。



協議離婚する際に共同親権とすることができるんだね。じゃあ、裁判離婚の場合はどうなるのかな。

裁判離婚をする場合や離婚することは合意しているが親権者の定めについての協議が調わない場合は、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定めるとされています（改正民法819条2項、5項）。そして、改正民法819条7項では、裁判所が親権者を定めるに当たって考慮すべき事項が明示されています。



裁判所はどのようなことを考慮しなければいけないの？

改正民法の定めは、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが、子の利益の観点から重要であるとの理念を前提とした上で、離婚後の親権者を父母双方とするかその一方とするかにつき、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきであるという考え方に沿ったものとなっています。まず、改正民法819条7項前段は、裁判所が離婚後の親権者を判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子の関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないとしています。これは父母の意見を考慮するとともに、子が意見を表明した場合にはその意見を適切な形で考慮することを含んでいます。





裁判所はどのような場合に共同親権ではなく、父母どちらか一方の親権とするのかな。

改正民法 819 条 7 項後段は、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」と定め、具体的には、①父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあるとき（同項 1 号）としています。例えば父親が子に DV や虐待をする場合が典型です。また、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、親権者の定めについての協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき（同項 2 号）が掲げられています。例えば、父親が母親に DV を行っていた場合などが考えられます。



例えば、父親、母親ともに親権を相手方に渡したくないと強く主張している場合、裁判所は、一方を親権者にせず、共同親権とすることになりやすいの？

裁判所としては、親権者が決まらないから共同親権にするという判断はしないと思います。あくまでも子の利益を一番考えるので、例えば上記①②の事情がある場合には、共同親権にはなりません。



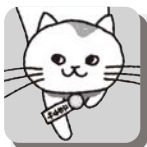
父母が共同親権にすることを同意していない場合でも、裁判所が共同親権と判断することはあるのかな。

例えば、同居親と子との関係が必ずしも良好でないために、別居親が親権者としてその養育に関与することによって子の精神的な安定が図られるというケースでは、両者に同意がなくても、裁判所が共同親権にする可能性があります。



現行民法では離婚届出にどちらが親権者となるか記載しなければならず、親権者が決まらなないと離婚届出が受理されないことになるよね。DV 等があったりして早期に離婚したい場合に困るね。

改正民法では、親権者に関する協議が調ってなくても親権者の指定を定める家事審判又は家事調停の申立てがされれば、協議離婚の届出が受理されることとされています（改正民法 765 条 1 項 2 号）。



改正民法の施行前に離婚して単独親権であったものを共同親権にできるのかな。

改正民法 819 条 6 項により、家庭裁判所に単独の親権から共同親権への変更の申請をすることが可能です。



共同親権となると、何でも父母が共同して決めなければならないの？

例えば子が緊急の手術を受けることになった際の同意など、子の利益のため急迫の事情があるとき（改正民法 824 条の 2 第 1 項 3 号）、子の食事や服装、通常のワクチン接種、習い事など監護及び教育に関する日常の行為（同条第 2 項）は、子と同居している親が単独ですることができます。



そのほかに改正民法で重要なものはあるかな。

養育費債権について一般の先取特権が認められた（改正民法 306 条 3 号、308 条の 2）ので、公正証書などにより債務名義を作成しなくても養育費支払についての私文書の合意書があれば、それを裁判所に提出して担保権実行としての差押えができることになります。また、財産分与は、現行法では離婚の時から 2 年以内に請求しなければならないとされていますが、改正民法では離婚から 5 年以内の請求になっています（改正民法 768 条）。



いろいろと教えてくれてありがとう。参考になったよ。



ユキマサくんは、事務所に帰ってまもる先生に報告しました。
まもる先生とユキマサくんは、窓の外で気持ち良く泳ぐ鯉のぼりを眺めながら、柏餅を食べました。



まもる先生

4日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(100件)
- (2) その他

大規模災害対策本部**災害復興支援員派遣部会議****【協議事項】**

- (1) 災害復興支援員の養成について
- (2) 災害復興支援員の研修について
- (3) その他

11日

火

総務部会(～12日)**【協議事項】**

- (1) 令和6年度事業報告(案)及び令和7年度事業計画・予算(案)
- (2) 一般倫理研修の再収録について
- (3) 戸籍法改正の要望について
- (4) 日行連事務局職員育児・介護休業等規則について
- (5) 職務上請求書の取扱いに関する規則の改正について
- (6) 特定個人情報保護規則の改正について
- (7) 報酬統計調査規則の改正について
- (8) 会費規定の見直しについて

5日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 令和7年度単位会総会の対応について
- (3) その他

常任理事会(～6日)**【合議事項】**

- (1) 令和7年度事業計画及び予算案について
- (2) 専門員の登用について
- (3) 個人情報保護規則等に基づく開示手数料について
- (4) 公益財団法人入管協会「国際人流」の広告掲載の継続について

規制改革委員会**【協議事項】**

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) その他

13日

木

警視庁・東京入管・日行連による三者協議会

14日

金

許認可業務部**社労税務・生活衛生部門会議****【協議事項】**

- (1) 令和7年度事業について
- (2) 省庁等訪問について
- (3) 製品安全法令改正説明会について(報告)
- (4) その他

6日

木

大規模災害対策本部**【協議事項】**

- (1) 義援金の取扱いについて
- (2) 災害復興支援員の募集について
- (3) 新聞広告掲載について
- (4) 岩手県大船渡市の大規模火災について

法改正推進本部**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

18日

火

法規監察部会**【協議事項】**

- (1) 照会案件等について
- (2) 監察案件等について
- (3) その他

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(222件)
- (2) その他

申請取次行政書士管理委員会

- (1) 申請取次関係研修の完全WEB化に向けた検討について
- (2) その他

25日

火

許認可業務部 建設・環境部門会議

【協議事項】

- (1) 建設業セミナー2025について
- (2) 省庁訪問について
- (3) その他

26日

水

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 令和7年度単位会総会の対応について
- (3) その他

常任理事会(～27日)

【合議事項】

- (1) 理事会の議案等について

27日

木

法改正推進本部会議

【協議事項】

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

登録委員会からのお知らせ

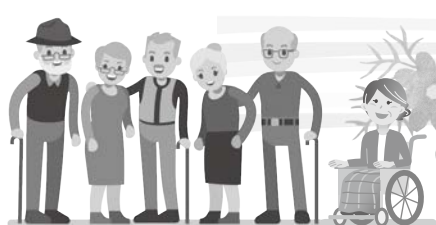
行政書士業務を廃業される方へ

行政書士は、「その業を廃止しようとするとき」は、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届け出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日と規定されています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃業を予定されている方は、廃業希望日が決まった場合には、事前に所属の行政書士会に御連絡になり、その案内に従って、所定の届出書を提出するようお願いいたします。なお、廃業希望日を月末とされる場合には、届出書が当該月内に所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達する必要があります。手続に際しては必ず事前に所属の行政書士会に日程等を御確認ください。

※行政書士業務の廃業を希望する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合には、上記規則により抹消日が翌月となり、所属の行政書士会の翌月分の会費が発生しますので御注意ください。



受任者調整の在り方について

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事・広報委員長 曾根 寧之



1. はじめに

平成12年4月の民法改正により成年後見制度が施行されて、本年で四半世紀が経過したこととなる。この間、制度利用促進のための施策や法改正等がなされてきたが、全ては意思決定が困難な人について成年後見人等がその判断能力を補うことによって、生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという制度趣旨を実現するため、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して行われてきたものである。

制度開始から17年が経過し閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、制度の利用状況は当時の認知症高齢者等の数と比較して著しく少ないと見られ、その理由の一つとして、制度利用のメリットを実感できないケースが多いことが指摘されていた。後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援や身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とし、利用者に寄り添った制度運用が求められる中で、後見等を開始する場合には、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人等を選任できるようにするための方策が検討されることとなった。その一つが「受任者調整」である。

2. 受任者調整の意義

制度利用のメリットを実感できるようにするためには、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する必要がある、この仕組みを地域連携ネットワークという。そして、ネットワークを整備・運営し、地域における連携・対応強化の推進役となる中核機関が設置されることとなった。適切な後見人等を選任するため、家庭裁判所の考慮要素をできる限り共有する仕

組みとしての「受任者調整」は、この中核機関が担う成年後見制度利用促進機能の一つとして位置付けられている。

受任者調整とは、一見すると誰が受任するかを決めるという受任者側の属性にスポットが当てられているように感じる。確かに、専門職団体や市民後見人、法人後見を行える法人はあらかじめ候補者名簿を整備することが望ましいとされているが、単に円滑な人選だけを目的とする仕組みではない。本人の状況等に応じ、必要なチーム支援やその支援体制を検討することが求められる権利擁護支援チーム形成の観点からして、本人の意向や後見人等との相性、複数後見なども含めた課題に応じた柔軟な選任形態、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意すべきとされている。つまり、誰が受任するかを検討する前提として、現状の把握と課題の抽出、解決策の提示こそが重要なのである。

3. 運用方法と実態

受任者調整の仕組みは、受任者調整会議などと称されることもあるように、メンバーを専門職団体、行政、社協等で構成する会議として開催されることが多い。開催頻度は年数回の定期開催や案件ごとの随時開催など、これも中核機関によって様々だ。会議が開催されていないところでも、協力する専門職が登載された名簿が作成されるなどし、多様な後見人等の担い手を確保しながら課題に応じた候補者の調整が図られている。

扱われる案件としては、単純に後見人等候補者が決まっていないケースもあるが、課題や解決策が事前に明確に整理されているケースばかりではない。一次的な相談窓口となる地域包括支援センターや社会福祉協議会などは、受け付けた相談事案によっては具体的な支援方法を検討する中で成年後見制度の利用を念頭に

受任者調整を行うこともあるだろうが、そもそも成年後見制度を利用すべきか否か、制度利用によってどのような解決が図れるかなど、特に課題の法的な解決策について専門職の意見を求めたいと考えているケースも多く、二次相談先として受任者調整会議等が利用されることが多い。

実際に筆者が経験した受任者調整会議を例に挙げれば、家族による経済的虐待が疑われるケースで弁護士と社会福祉士と共に会議に参加した。虐待を受けている本人は認知症がかなり進行していたため、成年後見制度の利用によって本人保護を図ることについて意見は一致していたが、早期に預貯金を保全するための手続や今後の金銭管理の方法、また養護者（虐待者）自身への支援の必要性など検討すべき事項は多岐にわたり、各自の経験と知識から様々な意見が交わされた。会議の結論として候補者は定まったのだが、議論の過程でそれぞれの役割分担も行われ、自然とチームが出来上がったことは非常に意義があったと思われる。

4. 適切な運用と課題

ここまで述べてきたように、支援方針を含めた検討は、本人を取り巻く様々な状況を考慮して最も適切な後見人等を選ぶという受任者調整の根本とも言える。もしこれが欠けてしまい個別具体的な事情が一切考慮されず、「受任者の調整」という名の下に誰が（どの団体が）受任するか（候補者を出すか）だけが目的になってしまえば本末転倒である。

また、候補者となり得る担い手の受け皿が十分に確保されていることも重要である。担い手の選択肢が限定されてしまっているのは、いかに個別事情を考慮しようとも、限られた候補者の中から選ばざるを得ないというのでは意味がない。特に地方においては専門職の数も少なく、司法過疎や偏在は深刻な問題である。だからこそ行政書士（コスモス）はもちろんのこと、親族による後見や市民後見、法人後見も含めた多様な担い手が参画することが必要不可欠であり、そうすることによって今国で議論されている柔軟な後見人の交代やスポット的な利用についても現実味を帯びてくるのではないかと考える。

5. 結びに

令和6年12月に公表された「令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」によれば、令和6年4月1日時点で、全国1,741市区町村のうち

68.2%で中核機関が設置され、その51.2%に当たる608市区町村で受任者調整の仕組みづくりによって地域連携ネットワークの強化に係る取組が行われていると回答されている。裏を返せば、多くの自治体で受任者調整の仕組みが出来上がっていないということであり、その中には担い手の受け皿となり専門的なアドバイスを受けられる専門職団体との連携を模索している自治体も今なお少なくないはずだ。

また、障がいのある子供を持つ親亡き後の問題や生活困窮といった複合的な課題の顕在化により、複数の機関が横断的に協働しなくてはならないケースが増えてきた一方で、少子高齢化による支援者の不足に加え、小規模自治体のため社会資源に限りのある自治体においては少ない担当者が多くのケースを抱えてしまい、支援が滞ることが危ぶまれている。このような状況から、単なる候補者の円滑な人選のためだけではなく、課題の整理や支援方針の検討ができる専門職の関わりこそが、受任者調整において強く求められていると感じる次第である。

コスモス正会員・賛助会員募集のお知らせ

コスモスは全国約53,000名の行政書士のうち、3,000名以上の会員で活動することを目指しています。コスモスの活動目的を御理解いただき、是非御入会いただきますようお願いいたします。

- ・コスモスは社会貢献を実施する団体であり、会員に対する業務の斡旋は目的としていません。
- ・入会金10,000円、年会費24,000円を御負担いただきます。
- ・成年後見賠償責任補償制度に加入する必要があります。（年5,810円）
- ・入会後も義務研修として年間10単位の研修を受講していただきます。
- ・後見業務について、年に4回報告をする義務があります。

入会前研修の実施時期など詳細については、お近くのコスモス支部までお問合せください。

また、コスモスの活動を支援してくださる賛助会員（後見業務を行わない者）を募集しています。行政書士資格、所属単位会、個人、法人などの制限はありません。詳しくはお近くのコスモス支部へお問合せください。



登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内



「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面



②「連con」ログイン画面



③「連con」利用登録画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③ログインID・パスワードを設定すると本登録が完了（登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」のURLをクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます）

④「連con」マイページ



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



会 員 の 動 き

登録者数（令和7年3月末日現在）

合 計	52,734 名			
内 訳	男	43,899 名	女	8,835 名
個人事務所開業	男	41,178 名	女	7,866 名
行政書士法人社員	男	2,024 名	女	415 名
個人使用人行政書士	男	355 名	女	269 名
法人使用人行政書士	男	342 名	女	285 名

法人会員（令和7年3月末日現在）

法人会員数	1,519
法人事務所数	1,774
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,279
従たる事務所数	495

異動状況（令和7年3月中の処理件数）

新規登録	合 計	218 名	
	内 訳	男	178 名
		女	40 名
登録抹消	合 計	455 名	
	内 訳	男	386 名
		女	69 名
抹消内訳	廃 業	405 名	
	死 亡	50 名	
	その他	0 名	

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（成田）

北海道内の第一次産業分野には、外国人技能実習生が多数存在しています。

日本入国直後には法的保護情報講習（入管法及び労働関係法令）が必須です。かつて、私は道内各地に出張してその講師を務め、中国、ベトナム、フィリピン等から来日し、水産加工場・農家・酪農家等において技能を習得して、各分野で頑張っている彼らの姿を見てきました。

ある時、フィリピンから来た若い女性たちが、講習の休憩時間に日本語の歌を披露してくれました。美しい発音で心を込めて歌う「ふるさと」は、元気な笑顔と共に今も忘れられません。

現地の送り出し機関による事前の教育期間に、日本人の女性教師から日本語や新しい生活の基本をしっかりと学んだといいます。幼い子供を母国に置いてきた母親は、子供の教育費や家族のために日本で頑張ると強く言いました。

技能実習制度が廃止になり育成就労制度が開始されることになりました。厳しい労働の現場を支えてくれる彼らの今後の活躍に期待しています。

月刊 日本行政 5月号

第630号 令和7年4月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鵜沼 理人
 部員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 5月号

令和7年4月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階